文部科学省

令和８年度

学校魅力化フォーラム
行政説明資料

10/30(金) 14:00~16:30

文部科学省 初等中等教育局
初等中等教育企画課 教育制度改革室

概要

1. 公立小・中学校の状況

2. 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

3. 持続的で魅力ある学校教育のための取組

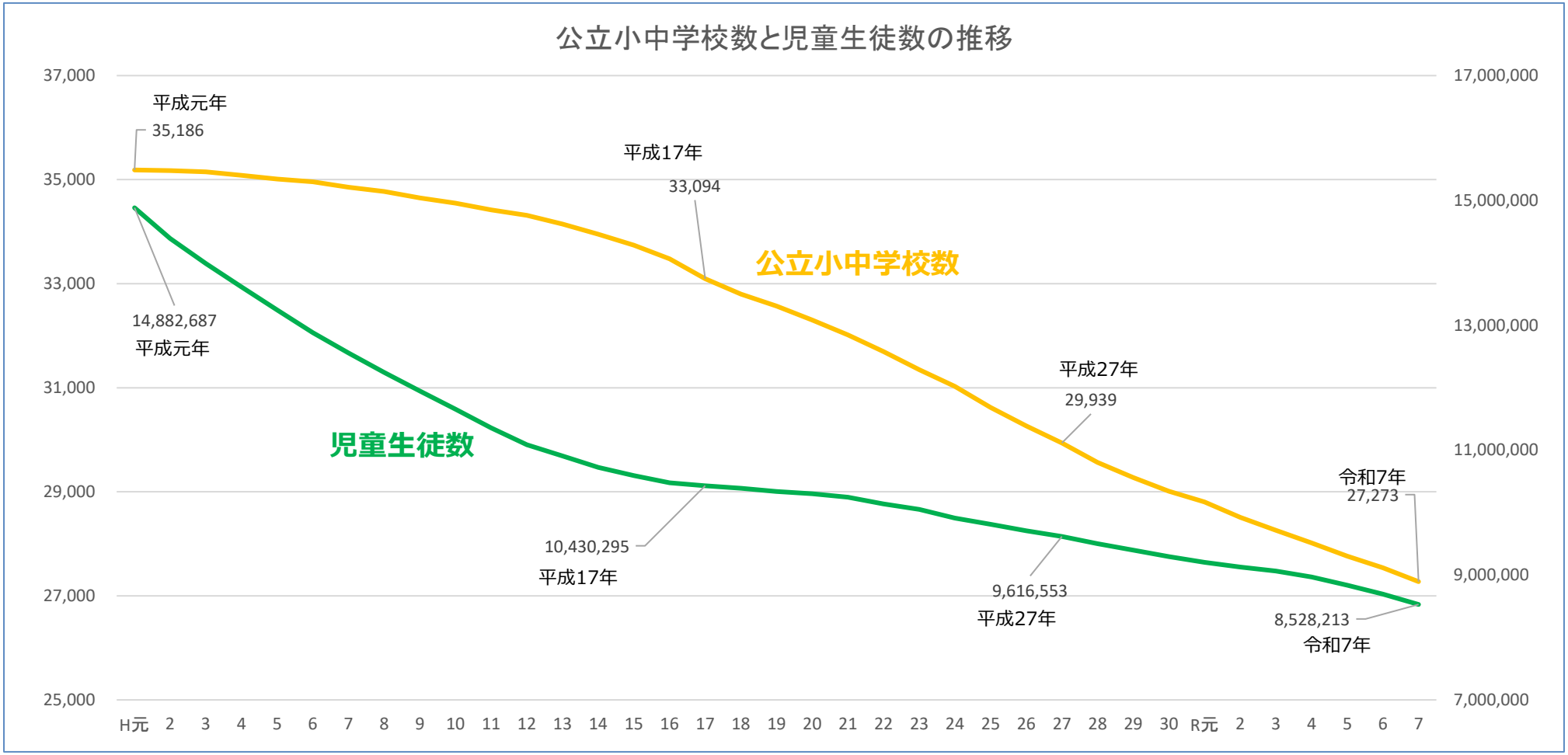
4. 参考資料

1. 公立小・中学校の状況

公立小中学校数と児童生徒数の推移（H元～R7）

○ 令和7年度の公立小中学校の学校数は、平成元年度と比較して23.1%(8,124校)減少、10年前（平成27年）と比較して**9.6%（2,877校）**減少。

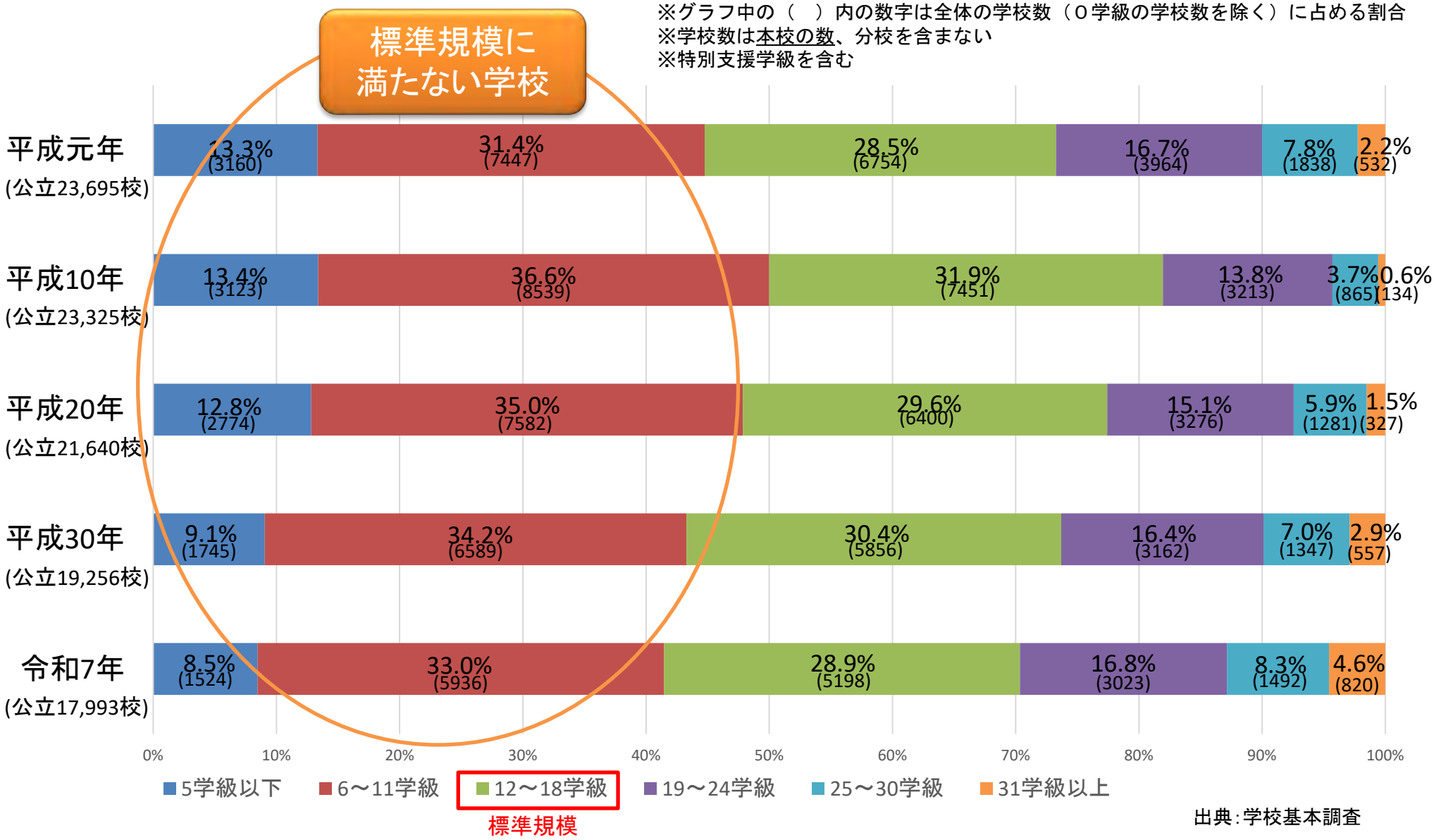
○ 令和7年度の公立小中学校の児童生徒数は、平成元年度と比較して42.7%(6,354,474人)減少、10年前（平成27年）と比較して**11.3%（1,088,340人）**減少。



出典：文部科学省　令和7年度　学校基本調査（確定値）
※公立小中学校数は、本校及び分校の合計

公立小学校の約４割が標準規模を下回る

※グラフ中の（　）内の数字は全体の学校数（０学級の学校数を除く）に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない
※特別支援学級を含む



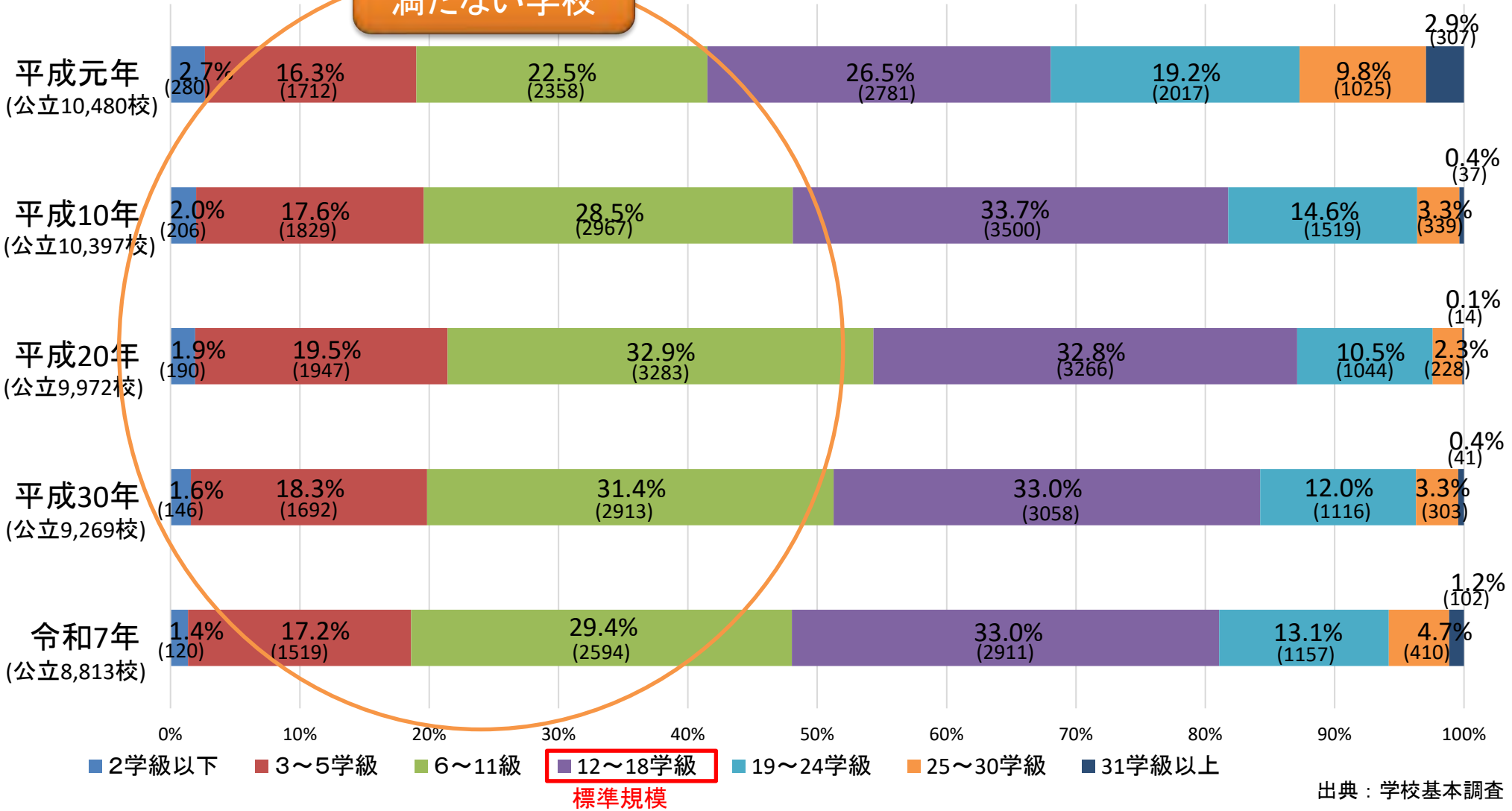
出典：学校基本調査

【学校教育法施行規則】
第41条　小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
第42条　小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

公立中学校の約５割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の（　）内の数字は全体の学校数（０学級の学校数を除く）に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない
※特別支援学級を含む

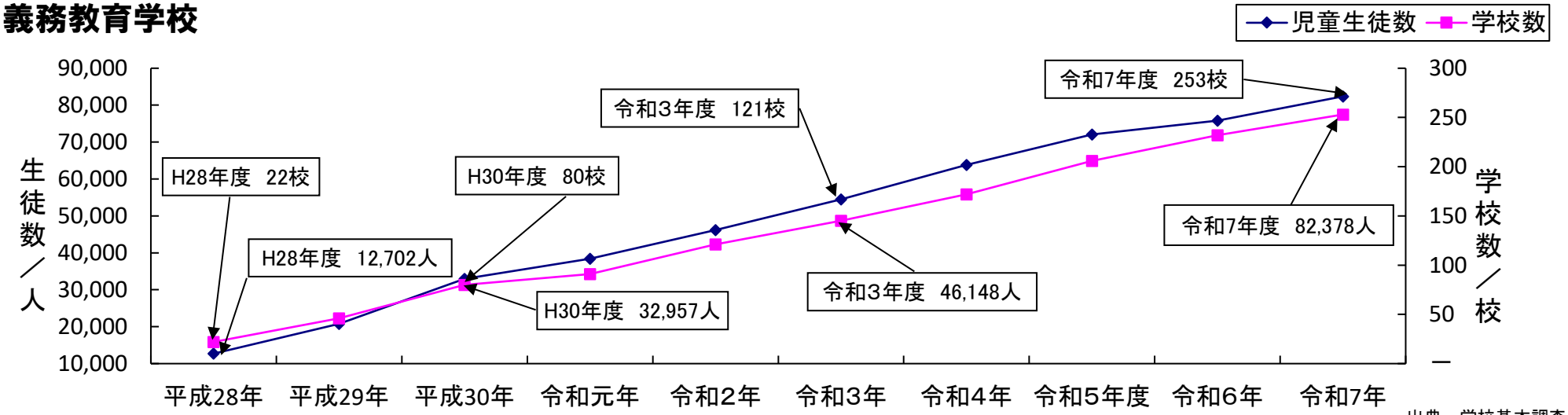


出典：学校基本調査

【学校教育法施行規則第79条（同規則第41条、第42条を準用）】
中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
中学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、2学級以下とし、前条の学級数に参入しないものとする。

公立義務教育学校の数と児童生徒数の推移

義務教育学校

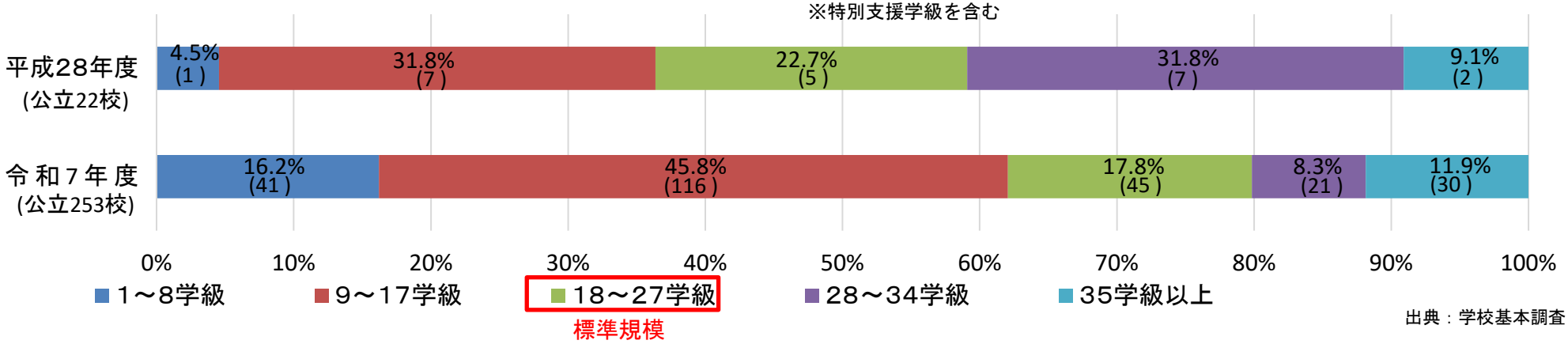


出典：学校基本調査

公立義務教育学校の学級規模別学校数(割合)の推移

義務教育学校

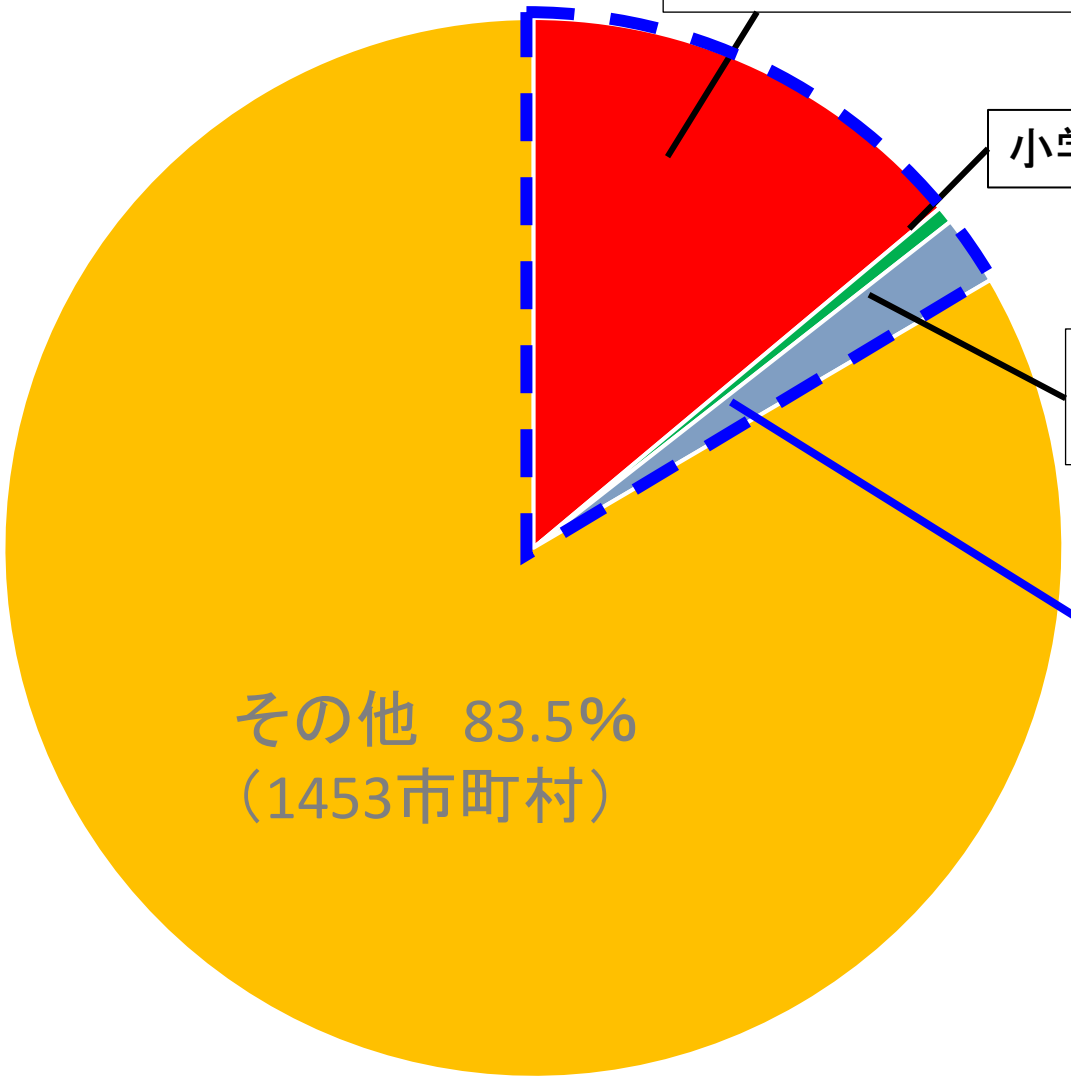
※グラフ中の（　）内の数字は全体の学校数（０学級の学校数を除く）に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない
※特別支援学級を含む



出典：学校基本調査

【学校教育法施行規則】
第79条の3　**義務教育学校の校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
第79条の4　義務教育学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、八学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

これ以上統廃合が困難な市町村（１小学校/１中学校/１義務教育学校）の割合



小学校・中学校が各１校しかない市町村　13.9%（242市町村）

小学校１校しかない市町村　0.5%（9市町村）

義務教育学校１校しかない市町村
2.1%（37市町村）

288市町村
全体の16．5%

文部科学省　令和7年度学校基本調査から文科省にて作成

令和7年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査（概要）

調査対象／調査時点：全都道府県（うち回答数47）、全市区町村（うち回答数884）／令和7年6月30日

※各自治体からの回答のうち主たるものを掲載

主なポイント

都道府県調査

■ 域内の市区町村における学校規模適正化に関する現状認識

- すべての市区町村において検討課題　13%
- 半分以上の市区町村において検討課題　66%
- 一部の市区町村において検討課題　17%
- 現時点では学校規模の適正化は大きな課題だと考えていないが、近い将来、一部の市区町村において検討課題となることを想定している。　4%

■ 市区町村の学校規模適正化の取組への支援

積極的に支援している　13% / 要請に応じて支援している　81%

（内容）・統合校の教職員定数減の緩和措置　64%
・事務量・調整業務の増に対する人事面での措置　43%　等

市区町村調査

■ 域内の学校の適正規模に関する現状認識

- おおむね適正規模である。　26%
- 一部地域に過小規模の学校があるが、統合の対象となり得る学校がない。　8%
- 一部地域に過小規模の学校がある（上記に当てはまる場合以外）　32%
- 全体として適正規模になっていない。　15%

■ 学校規模の適正化を図る上での課題や懸念

- 保護者や地域住民との合意形成　93%
- 地理的要因、交通事情　70%
- 地域コミュニティの維持　66%　等　※「よく当てはまる」と回答した割合

■ 市区町村の小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための取組への積極的な支援

行っている　94%

（内容）・免許外を解消する等、小規模校の教職員配置の充実　84%　等

■ 市区町村の過大規模校への対応に対する積極的な支援

行っている　62%

（内容）・教頭の複数配置など、過大規模校の教職員配置の充実　90%　等

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- 教職員定数の加配措置による支援　91%
- 施設整備への補助　83%
- スクールバス導入費用への補助　77%
- 学校規模適正化について検討する際に参考となる資料の提供　77%　等

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- 施設整備への補助　87%
- 教職員定数の加配措置による支援　84%
- スクールバス導入費用への補助　75%　等

■ 学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望

- 校舎の新増築・改修事業への補助　85%
- スクールバス・ボートへの補助　73%
- 通学対策事業への補助　68%
- 統合校の教職員定数減の緩和措置　63%
- 事務量・調整業務の増加に対する人事面での措置　63%　等

■ 小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための都道府県からの支援の要望

・免許外指導を解消する等、小規模校の教職員配置の充実　62%　等

■ 小規模校のメリットを最大化させる取組

取り組んでいる　75%　/　検討中である　17%

（内容）
・地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施 83%
・きめ細かな指導の徹底　75%
・児童生徒用PCやデジタル教材といったICTの有効活用 68%　　等

■ 小規模校のデメリットを最小化させる取組

取り組んでいる　71% / 検討中である　22%

（内容）・異学年集団での共同学習や体験学習の計画的実施等　80%　等

■ 過大規模校への対応

・学校施設の増築　47%　等

■ 二地域居住・ワーケーションへの対応

取組を行っている　8%/　検討中である　2%

市区町村　統合事例

■ 統合事例件数 令和６、７年度の２年間 158件（369校 → 159校）

【統合して開校した年度】
・令和6年度　66件
・令和7年度　91件
・その他（統合後は「開校」として扱っていない事例）　1件

【統合の基本的な形態】
・小学校同士の統合　102件
・中学校同士の統合　31件
・小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置　20件

■ 統合に伴う通学手段

【スクールバスの導入件数】
・統合前　55件　→　統合後　106件

【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】
・小学校　30分以上40分未満　32%
　　20分以上30分未満　28%
・中学校　40分以上50分未満　38%
　　20分以上30分未満　31%

■ 統合における施設や設備の整備について

【統合後の学校の設置場所】
・統合前の学校のうちの一つの敷地　91%
・上記以外の別敷地　9%

【統合に伴い実施した施設整備の状況】
・新増改築　23%　　・大規模改修　6%　　・中規模改修　13%
・部分改修　18%　　・増築　1%　　・特になし　39%

■ 統合を検討するための体制

【自治体内の検討組織の設置】
設置した　38%
➢検討体制の構成員
　首長部局も構成員に含む　29%
➢構成員に首長部局を含む場合の構成員の所属例
・総合計画やまちづくり関係課　83%
・施設、営繕関係課　56%　等

【総合教育会議の活用】
活用した　39%

【外部委員を加えた検討組織の設置】
設置した　70%

■ 統合の検討開始から開校までの期間

【検討開始から、開校までの期間】
・～36か月 35%　　・37か月～72か月　28%
➢うち、検討開始から報告書のとりまとめなどの方向性が決まるまでの期間
・1～12か月 25%　　・13～24か月 25%

2. 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年策定）の改訂

文部科学省

改訂の背景

- 児童生徒数減少の継続
  （公立小中学校児童生徒数は約10年で約85万人減）
- 公立小中学校数減少の継続
  （約10年で約2,000校減少）

各市町村において適正規模・適正配置の検討を行い、対応を継続。

- 12学級を下回る公立小中学校の割合の減少
  （公立小学校で約4割、公立中学校で約5割）
- 1小1中状態の市町村の割合の増加
  （約16%）

状況の変化を踏まえ、10年ぶりに手引きを改訂。

改訂の要点

①広域化：各市町村が周辺市町村を巻き込んで適正規模・適正配置を検討。

（例）・複数市町村での学校設置
・1人1台端末を活用した小規模学校間連携

②総合化：地域の未来を考える視点で適正規模・適正配置を検討。

（例）・首長部局と連携した通学手段確保
・まちづくりの議論の中で一体的に検討

③現代化：学校教育の変化を踏まえて適正規模・適正配置を検討。

（例）・学習指導要領改訂を踏まえた教育
・GIGAスクール構想を前提とした学び

①②③の観点で全体を更新

計画の策定や検討の加速
児童生徒数の減少が継続する中、児童生徒の教育条件の改善を継続するため、市町村における適正規模・適正配置の計画策定を促し、検討加速を促進。

基本的考え方（平成27年手引きから引き続き妥当）

1. 児童生徒の教育条件の改善の観点が検討の中心。
2. 各市町村で主体的に判断。
3. 学校統合・維持いずれの場合でも利点を活かし課題を最小化する工夫が必要。

具体的な記載の抜粋

広域化

抜粋

今後更に１小学校１中学校の市町村等の割合が増加すると単独の市町村だけではそれ以上の検討を行うことが難しくなることを踏まえて、都道府県が域内の市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行うことや、**小規模市町村間で広域連携して検討を進められるようにする**ことが重要です。（５頁）

抜粋

小規模市町村においては、単独では学校の設置・管理を含めた様々な教育事務を適正に処理し難いような教育委員会事務局の体制面の課題があることも踏まえつつ、**小規模市町村教育委員会間の広域連携**という観点からも、事務委託のほか、例えば一部事務組合や広域連合といった制度を活用し、生活圏や文化圏としてその地域で認識されている複数の市町村で協力して学校を設置すること（組合立学校や広域連合立学校（そうらくとうぶ）※）も考えられます。（56頁）

※京都府相楽東部広域連合立学校の事例を紹介）

抜粋

ＴＶ会議システムやオンライン会議システム、**１人１台端末等のＩＣＴ環境を活用し、他校との合同授業を継続的・計画的に実施**する（61頁）

抜粋

小規模校の教職員と他の小規模校の教職員とのネットワークを構築（同一地方公共団体内である必要はなく**他の地方公共団体とつなぐことも有効**。）し、**教職員が学び合う機会**を増やす（62頁）

具体的な記載の抜粋

文部科学省

総合化

抜粋

既にこれまでも学校の適正規模・適正配置の議論は住民の関心が高く、教育委員会のみならず首長部局を巻き込んで議論がなされてきていますが、今後は公共交通を含めた通学手段の観点や、他の公共施設との連携等を効果的に行う観点からも首長部局と共に検討を進めることが教育の機会の確保やより良い学校教育の実施の観点から一層重要となります。人口減少に伴って市町村における様々な資源の活用が困難となりますので、各市町村において、その**地域における教育の機会をどのように確保していくかについて、まちづくりの議論の中で一体的に考える**ことが適切です。（５頁）

抜粋

学校の統廃合によって児童生徒の通学距離が増加する場合であれば交通手段の確保の観点、児童生徒の放課後の居場所づくりであれば福祉の観点、通学路の安全確保であれば警察や道路管理の観点など多くの首長部局との広域かつ総合的な連携が重要となります。これらを踏まえれば、適正規模・適正配置計画等の策定・見直しを含め、学校規模の適正化や適正配置に関する検討にあたっては、**教育委員会と首長・首長部局との緊密な連携の下で進めることが一層必要となっています**。（39頁）

抜粋

スクールバスは導入やその運行、維持に係る費用負担に加え、近年はその担い手（運転手等）不足が大きな課題となっており、地域公共交通全体に深刻な影響を与えています。国土交通省の調査では、相次ぐバス路線の休廃止等を背景として全国３,０００に及ぶ「交通空白」の解消が喫緊の課題となっていることから、スクールバスの導入を検討する際には、**首長部局と連携し、地域全体で交通手段を確保できるように検討**することが重要です。（47頁）

具体的な記載の抜粋

文部科学省

現代化

抜粋

次期学習指導要領に向けては、中央教育審議会教育課程企画特別部会の「論点整理」（令和７年９月）において、現行学習指導要領が目指している、**「主体的・対話的で深い学び」の実装**や、多様性の包摂などが次期学習指導要領に向けた基本的な考え方として示されています。しかしながら、**学級の児童生徒数が余りにも少ない場合、先に述べたように班活動やグループ分けのパターンや、協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる**ことがあります。（15頁）

抜粋

統合の規模や形態にもよりますが、**学校統合は教育活動や学校運営の在り方を変える大きな契機**となり得ます。ＧＩＧＡスクール構想によって児童生徒の１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が進められ、**１人１台端末が学校のスタンダード**になりましたので、**この環境を前提とした先進的な学びの形やカリキュラムを導入**することが考えられます。（42頁）

抜粋

統合に際して学校事務や校務分掌が変わることを契機として、管理職や教師と学校事務職員、支援スタッフ等の**役割分担の大胆な見直し**や、**システムを導入・改善**して、例えば給食費の徴収や管理など学校徴収金に関わる事務を教育委員会が担うなど、**教師が子供と向き合う時間を大幅に増やす**といった工夫も考えられます。（42頁）

抜粋

教室で不足する多様な意見を収集させる観点から、**１人１台端末等を活用して他校の児童生徒等と情報を交換**する（61頁）

具体的な記載の抜粋

文部科学省

計画の策定や検討の加速

抜粋

市町村においては、その地域がこれまで大切にしてきた学校教育の理念や考え方を土台としながら**将来の地域社会でどのような教育を持続させていきたいかというビジョン**を描いた上で、それぞれの設置校の状況や将来的な人口動態等の**データに基づいて学校の適正規模・適正配置について検討**し、**「学校の適正規模・適正配置計画」等としてまとめる**とともに、定期的に見直し、その計画等を踏まえ対応していくことが望まれます。（５頁）

学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、**あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行う**べきものです。各市町村においては、（中略）**将来の地域社会でどのような教育を持続させていきたいかというビジョンを描いた計画等も十分勘案**しつつ、現在の学級数や児童生徒数や将来的な人口動態等のデータの下で、具体的にどのような教育上の課題があるか、また、将来生じ得るかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、**学校規模の適正化の検討を加速**する必要があります。（６頁）

合意形成過程に関する記載の充実

抜粋

対話や議論においては、単に情報提供を行う場を設けたり、学校の統廃合の是非を問うたりといったことだけではなく、地域の実態に即して**保護者（未就学児の保護者を含む。）や当事者である児童生徒、教職員、地域住民などといった関係者が**「学校とは何か」、「子供にどう育ってほしいか」、「これからの地域の在り方がどうなってほしいか」、「この地域ではどんな教育を大切にしていきたいか」といった視点で議論を行い、**これからの学校の在り方や地域の在り方を全ての関係者が我が事として自ら主体的に考えられる過程の工夫**が重要です。（34頁）

丁寧で対話的な議論の重要性の追記、結論を出すことを先送りにしない時間軸の設定

抜粋

学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては、検討の開始から具体的な検討（合意形成を含む。）や検討に基づいた実行段階までの**ロードマップについて検討することが重要**です。また、学校の適正規模・適正配置の検討は、丁寧にそのプロセスを進めると非常に長期の期間が必要となります。検討の開始に当たって**様子見をすることなく、取り得る選択肢があるうちに早めに検討を開始**し、適正規模・適正配置計画等を活用しながら、**多くの関係者が納得できる合意形成を目指す**ことが極めて重要です。一方で、このことは検討を重ね続けることが望ましいという趣旨ではないことに留意する必要があります。各市町村では、**丁寧で対話的な議論を行いつつ、結論を出すことを先送りにしない時間軸を設定**する必要があります。（32頁）

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（改訂版）要旨　平成27年策定、令和8年8月改訂

※令和8年改訂部分は波下線

1 基本的な考え方と手引の位置付け

（基本的な考え方）

●学校規模適正化の検討は、**児童生徒の教育条件をより良くする**目的で行うべきもの。

●学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情（学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等）に応じたきめ細かな分析に基づく**各設置者の主体的判断**。

●コミュニティ等の核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

（手引の位置付け）

●必ずしも検討が進んでいない市町村も多く、検討に必要な資料の提供等の国による支援が求められている。

●学校規模適正化や小規模校の充実策の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定するもの。

（計画の策定や検討の加速）

●地域の教育のビジョンを描いた上でデータに基づく学校の適正規模・適正配置を検討し、**計画等を策定・見直し**。

●教育のビジョンやデータ等に基づいて総合に分析し、保護者や地域と共通理解を図りながら、**検討を加速**させることが必要。

2 学校規模の適正化

●学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。

●その上で、学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合の対応の大まかな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

【学校小規模化の影響の例】

（学校運営上の課題）
- クラス替えできず人間関係が固定化
- 集団での行事や授業の実施に制約
- 部活動の種類が限定
- 授業で多様な考えを引き出しにくい　等

（児童生徒への影響）
- 社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい
- 他者と学ぶ環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- 多様な物の見方や考え方に触れることが難しい　等

【提示例】 小学校 （1～5学級） 複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

3 学校の適正配置（通学条件）

●スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、通学距離の基準（小学校：4km以内、中学校：6km以内）と、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。

⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断。適正規模・適正配置の計画等で児童生徒や地域の実情を踏まえて適切な基準を設定。
（適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提）

4 学校統合を検討する場合の留意事項

●保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

（内容例）

〇統合の適否に関する合意形成
- ・小規模の課題の可視化や統合効果の共有
- ・中長期的・計画的で丁寧な検討
- ・保護者や地域代表、子供、若者の参画
- ・住民アンケートの実施
- ・首長部局との緊密な連携　　等

〇魅力ある学校作り
- ・教育課程特例校制度、1人1台端末等を活用した魅力的なカリキュラムの導入
- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・小中一貫教育の導入
- ・他施設との複合化等施設設備の充実　等

〇統合により生じる課題への対応
- ・バス通学による体力低下への対応
- ・地域全体で通学手段の確保
- ・児童生徒の環境適応支援
- ・廃校校舎の地域の拠点としての活用
- ・統合効果や課題の継続的な評価　　等

5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

●小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるよう様々な工夫例を提示。複数の市町村で協力して学校を設置（組合立学校や広域連合立学校）も例示。

（内容例）

〇小規模校の良さを活かす方策
- ・少人数であることを生かした教育活動（外国語や実技の指導等）の徹底
- ・個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- ・地域の自然・文化・産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実　等

〇小規模校の課題を緩和する方策
- ・小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実
- ・1人1台端末等を活用した他校との合同授業
- ・区域外就学や二地域居住を活用した交流の充実　　等

6 休校した学校の再開

●地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校を再開させる取組に関して、具体的な工夫例を提示。

（内容例）

〇一旦休校とした学校の再開に向けた工夫
- ・学校選択制の部分導入等で人口集中地域から生徒を集める工夫
- ・山村留学・漁村留学・区域外就学等の積極的な受入れ
- ・学校再開を想定した休校の校舎等の維持・活用
  （宿泊可能な設備の整備、伝統文化の保存・継承組織の活動拠点や芸術家村としての活用）　等

〇再開後の小規模校の活性化
- ・小規模校のメリット最大化・デメリット最小化策の重要性
- ・地域の豊かな自然や地域住民とのふれあいの機会等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・国の支援メニューの活用（施設整備・スクールバス購入補助等）
- ・多様な工夫や支援の活用に関する文部科学省に対する直接相談　等

7 都道府県の指導・助言・援助の在り方

●広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行い、市町村と伴走する姿勢が極めて重要。

⇒市町村の規模によっては単独で十分な検討を行う体制を整備することが困難な場合も想定される
市町村・学校が置かれた状況は極めて多様（例：交通環境の整備状況、市町村合併の状況、人口動態など）

【適正規模・適正配置に関する支援の例】

〇基準やガイドライン、手引等の策定

・域内の実態を十分に踏まえて学校規模適正化や小規模校を存置する場合の充実策等に関するガイドライン、手引等の整備

〇情報提供機能の強化

・モデル的な統合のシミュレーション結果の情報提供
・全国各地の先進的な取組事例の積極的な収集と情報提供

〇カリキュラム開発等への支援

・「地域とともにある学校づくり」に向けた取組や、一人一台端末や校務支援システムの共同調達、都道府県の交通担当の部局との連携、市町村同士の連携等に向けた支援

〇財政面での支援

・市町村が行う学校規模適正化の検討に要する費用の一部を補助
・市町村に対して、遠距離通学等に対する事業や校舎の新増築・改修事業等について、国の補助に加えて一定の財政的支援

〇人事面での支援

・学校ビジョンの策定段階から統合後の管理職予定者を責任ある立場で関わらせたり、市町村教育委員会の要望を踏まえつつ通常の在任期間を柔軟に取り扱い、統合前の学校の管理職や教職員が統合後も引き続き残るように配慮
・教職員の働き方改革や保護者等からの過剰な要求等への対応など学校マネジメントの高度化を踏まえた管理職人事の配慮
・スクールカウンセラー等の派遣や、統合支援のための教職員定数の加配措置の活用を含めた、必要な教職員の確保

【統合困難な小規模校への支援の充実の例】

設置者のみでは困難なケースもあり得るため、都道府県教育委員会が積極的な支援策を講じることが望まれる

〇教職員配置の充実

・国の加配や県単独加配等を活用しつつ、小規模校の教育活動の充実や複式学級の解消
・複数校間での教員の併任による免許外指導の解消や、指導力のある教員による小規模校間巡回と若手教員とのティームティーチング
・共同学校事務室の設置等複数学校間で小・中学校事務の共同実施の導入による、事務体制の効率化の推進　等

〇教職員研修の充実

・地域の大学等と緊密に連携し、ICT等の活用も含め、小規模校や複式学級設置校のニーズに応じた実践的な研修の充実
・複式指導を専門に担当する指導主事の配置
　例：学校現場から力量のある教員を期限を設けて登用
　　優れた退職人材の有効活用
・担当する教員のニーズを的確に把握し、指導の改善に直結する研修を充実させ、免許外教科指導を解消

〇モデル事業の実施

・へき地教育や複式教育のための研究会の実施や指導資料の作成
・ICTの積極的な活用や小規模校間の連携、社会教育との連携
・地元の教員養成系大学と連携協力の上、小規模化を前提とした学習指導上の工夫や、地域の教育資源を最大限に活用した学校マネジメントや学校教育・社会教育との連携融合の在り方等についての共同研究　等

公立小中学校の統廃合をお考えの皆さまへ
～児童生徒のより良い教育環境の確保に向けて～ （令和7年3月）

※改訂に向けて現在作業中





文部科学省ホームページ：mext.go.jp/content/20250317-mxt_syokyo02-000023744.pdf

（参考）関係法令

●学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第四十一条　**小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条　**第四十一条**から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、**中学校に準用**する。この場合において、（略）

第七十九条の三　**義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）

（国の負担）

第三条　国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

一　公立の小学校、中学校（第二号の二に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費　二分の一

二　公立の小学校、中学校及び義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費　二分の一

二の二　公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程（以下「中等教育学校等」という。）の建物の新築又は増築に要する経費　二分の一

三　公立の特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費　二分の一

四　公立の小学校、中学校及び義務教育学校を**適正な規模**にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費　二分の一

2　前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

（適正な学校規模の条件）

第四条　法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一　**学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。**

二　**通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。**

2　五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

3　統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

３．持続的で魅力ある
学校教育のための取組

公立の小中学校の適正規模・適正配置関連の文部科学省の取組

○「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月策定、令和8年8月改訂）

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援

＜統廃合する場合も、小規模校として存続する場合も支援の対象となり得ます＞

＜学校統合による魅力ある学校づくり＞

● **施設整備への補助**
統合に伴う学校施設の新増築（負担割合：原則1/2）や、改修（算定割合：原則1/2）に対して補助
◆公立学校施設整備費
令和８年度当初予算額　：　678億円の内数
令和９年度概算要求額　：　4,308億円の内数

● **教員定数の措置**
統合前後の一定期間における指導・運営体制の構築を支援
義務教育学校を含む小中一貫教育への支援
◆義務教育費国庫負担金
令和８年度当初予算額　：１兆7,118億円の内数（911人）
令和９年度概算要求額　：１兆7,251億円の内数（961人）

● **スクールバス等購入費補助**
◆へき地児童生徒援助費等補助金
令和８年度当初予算額　：22億円
令和９年度概算要求額　：28億円
うち、スクールバス等購入費
令和８年度当初予算額　：　８億円
令和９年度概算要求額　：　10億円

● **学校魅力化フォーラム（統合による魅力ある学校づくりの先進事例の発信）**

＜小規模校を存続させる場合の教育活動の充実＞

● **小規模校への教員定数の加配措置**
◆義務教育費国庫負担金
令和８年度当初予算額　：１兆7,118億円の内数（135人）
令和９年度概算要求額　：１兆7,251億円の内数（135人）

● **学校魅力化フォーラム（統合困難な地域における教育環境の充実の先進事例の発信）**

＜休校している学校の再開支援＞

● **スクールバス等購入費補助【再掲】**
● **施設の大規模改造・長寿命化改良への補助**
◆公立学校施設整備費【再掲】

＜地域コミュニティの維持・強化 等＞

● **コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などを通じた学校を核とした地域力強化の推進**
◆学校を核とした地域力強化プラン
令和８年度当初予算額　：7,517百万円
令和９年度概算要求額　：9,513百万円

● **部活動の地域展開等**
◆部活動の地域展開等の全国的な実施
令和８年度当初予算額　：57億円　※令和７年度補正予算額：82億円
令和９年度概算要求額　：155億円

● **体育・スポーツ施設整備**
公共施設を相手方とする、社会体育施設の複合化・集約化に対して補助
◆学校施設環境改善交付金等
令和８年度当初予算額　：28億円の内数　※令和７年度補正予算額：22億円
令和９年度概算要求額　：80億円の内数

● **廃校の有効活用の推進**

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和9年度要求・要望額	4,308億円
うち「強く豊かな日本」投資枠	1,940億円
（前年度予算額	678億円）
（令和7年度補正予算額	2,552億円）

文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

公立学校施設の整備

新しい時代の学校施設

新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備
- 学校施設の ZEB※ 化
  (高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進 (木造、内装木質化)

※Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物



老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現

国土強靱化

防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 体育館等への空調設置
- 洋式化を含めたトイレ改修等



激甚化・頻発化する災害への対応
(地震における外壁・内壁落下)



避難所としての**防災機能強化**
(バリアフリートイレの整備)



体育館等への空調設置

改正事項

単価改定

- 物価変動の反映等による増：**対前年度比　＋22.7%**
  小中学校校舎 (鉄筋コンクリート造) の場合：R8:350,800円/㎡ ⇒ R9要求:430,300円/㎡

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

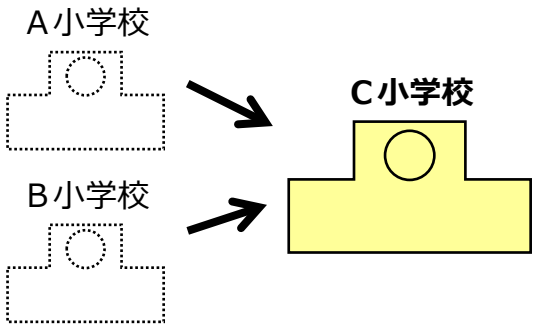
公立学校施設整備の学校統合に係る支援制度

○ 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を**適正な規模にするため統合**しようとすることに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった**校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担**（原則１／２）。

○ また、学校統廃合に伴って実施する**既存建物の改修についても、国庫補助**を行っている（原則１／２）。

パターンA

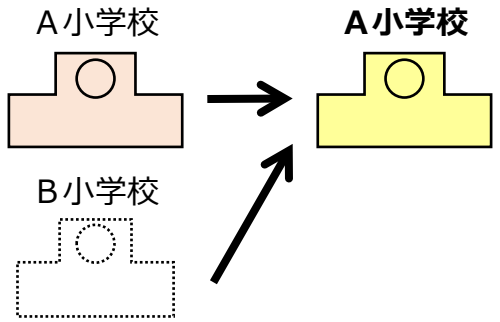
新しい敷地に統合する場合



公立学校施設整備費負担金により、原則１／２の国庫負担。

パターンB

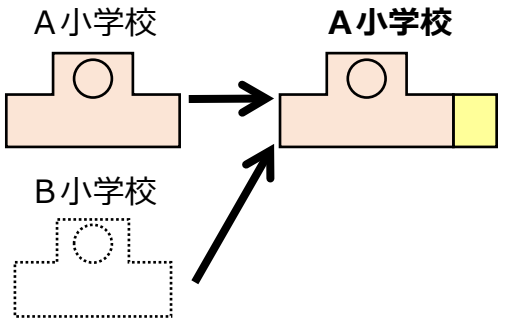
既存のいずれかの学校を統合に伴い改修する場合



既存建物を改修して活用する場合、学校施設環境改善交付金により原則１／２の国庫補助。

パターンC

既存のいずれかの学校を統合に伴い増築する場合



公立学校施設整備費負担金により、原則１／２の国庫負担。

※パターンBとパターンCは併用可能。
※パターンCを行う場合において、既存建物（赤色部分）については、老朽化や耐震力不足の要件を満たせば改築の国庫補助を行うことが可能（原則１／３）。

補足

- 学校数の減少を伴わなければ、統合事業の国庫補助対象とならない。
- 学校建物として使用せず取り壊す建物については、施設整備事業と同時期に解体撤去を実施する場合に限り、当該費用も国庫補助対象としている。
- 新増築や既存施設の改修については、一定の要件を満たした場合、統合年度の3年度前から整備することができる。
- まちづくりの計画と一体となって施設整備を行う場合は、国交省都市局所管の都市構造再編集中支援事業を活用できる可能性がある。

詳細は右記リンクを参照。【国交省ＨＰ：*https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html*】

学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について

学校施設の複合化・共用化を行うことにより、**施設機能の高機能化・多機能化に伴う児童生徒や地域住民の多様な学習環境の創出**、**公共施設の有効活用、財政負担の軽減等につながることが期待**される。

公立小中学校等の複合化事例数

全国で**11,450校**（約39%）

複合化した公共施設等の種類別件数（延べ数）

文教施設		社会福祉施設		文教施設・社会福祉施設以外の施設	
体育館	843件	放課後児童クラブ	6,870件	地域防災備蓄倉庫	7,475件
公民館	608件	児童館等	170件	給食共同調理場	409件
図書館	75件	保育所	88件	行政機関	55件

（令和４年９月１日時点　文部科学省調べ）

■学校施設と公共施設との複合化のイメージ

他の公共施設（図書館等）との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する共創空間としていく姿



「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」（令和４年３月）より

公立学校施設の整備（令和４年度制度改正）

公共施設との複合化･集約化に係る制度改正について

公共施設の中で最も保有面積の割合が高い学校施設は、その整備方針が公共施設全体の整備計画に大きな影響を与えるが、一方で他の公共施設（社会教育施設、子育て支援施設など）と機能面等で多くの共通点もある。

そのため、学校施設を中心に公共施設の複合化･集約化に取り組むことで、公共施設の総面積の削減と施設整備費等のコスト縮減が図られることから、当該事業に対して補助率の引上げを行う。

制度改正の概要

＜対象事業＞

・**改築事業（危険、不適格）**　：現行１／３　⇒　**引上げ後１／２**

・**長寿命化改良事業（長寿命化）**：現行１／３　⇒　**引上げ後１／２**

＜対象施設＞

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園の校舎･園舎、体育館

＜補助要件＞

・複合化等の相手方となる公共施設（既存建物）の**延床面積が１０%以上削減**されること。

※複数の公共施設が対象になる場合、総面積で１０%以上削減されること。

・複合化等の相手方は、**学校以外の公共施設**（社会教育施設、子育て支援施設　等）とする。

＜複合化・集約化の対象となる公共施設の例＞

		施設例
文教施設	社会教育施設	図書館、公民館、博物館
	社会体育施設	プール、体育館
文教施設以外	児童福祉施設	保育所、児童館
	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム
	その他	障害者支援施設、行政機関

※幼稚園型認定こども園との複合化・集約化は算定割合引上げの対象外とする。

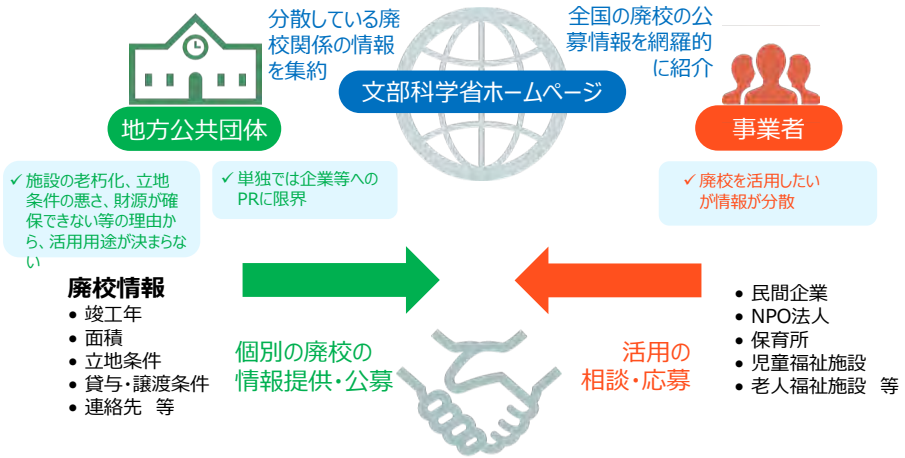
※上記のほか、判断が困難な場合は文部科学省に相談すること。

みんなの廃校プロジェクト

文部科学省

文部科学省では、廃校活用推進のため、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用用途を募集している廃校施設情報の公表等を通じて、廃校を**「使ってほしい」地方公共団体**と、廃校を**「使いたい」事業者等**への情報発信・マッチングを行っています。

マッチング・情報提供



廃校活用推進の課題を解決

取組① 特徴的な廃校活用事例を知り・学べ、地方公共団体から活用を希望する廃校のPRを行うイベントを開催

令和７年度開催実績

・日時：令和７年10月17日（金） 東京会場
・行政説明
・事例発表：足利市×大久保分校スタートアップミュージアム、三好市、名古屋市×トヨタ不動産㈱
・マッチングタイム：廃校を使ってほしい自治体がブース出展し、参加者同士で情報交換

文部科学省ホームページにおいて、地方公共団体から掲載希望のあった活用用途を募集している廃校施設を公表

主な掲載情報

・学校名
・住所・アクセス
・面積
・建物構造、竣工年
・募集内容、条件
・写真、平面図
・問い合わせ先



取組② 廃校活用に至った経緯や改修コスト等の情報を含む廃校活用事例集を作成、文部科学省ホームページにおいて公表

活用事例集



取組③ 廃校活用に利用可能な各省庁の支援制度をとりまとめ、文部科学省ホームページにおいて公表

利用可能な支援制度の一例（詳細は文部科学省ホームページを参照）

対象となる転用施設等	事業名	ホームページのURL	所管官庁
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ助成（地域スポーツ施設整備助成）	https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/tabid/78/Default.aspx	スポーツ庁
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等（過疎市町村等が実施する過疎地域の廃校舎の遊休施設を改修する費用が対象）	過疎地域持続的発展支援交付金（過疎地域遊休施設再整備事業）	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	総務省
農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に必要な施設	①農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型））	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html	農林水産省
	②農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型））	https://www.maff.go.jp/j/kassei/k_seibi/seibi.html	
交流施設等の公共施設	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策（木造公共建築物等の整備）	http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin.html	林野庁
まちづくりに必要な地域交流センターや観光交流センター等の施設	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	国土交通省
地方公共団体の自治性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創成に資する地域の独自の取組みを支援。	新しい地方経済・生活環境創成交付金（第２世代交付金）	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/dai2sedai/index.html	内閣府

定数改善計画（～令和10年度）の着実な推進等（義務教育費国庫負担金）

令和9年度要求・要望額　1兆7,251億円
（前年度予算額　1兆7,118億円）

文部科学省

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力を向上、教師に優れた人材を確保する。そのため、改正義務標準法に基づき公立中学校35人学級の計画的な整備などに係る令和10年度までの定数改善計画を着実に推進する。その他、喫緊の課題への対応もあわせて行う。
また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇の実現のため、給特法等の改正を踏まえた教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

定数改善計画の着実な推進　7,539人【24,605人】

（【 】は令和8～令和10年度の改善総数（一部事項には令和７年度の既改善分を含む））

★ 中学校における指導体制の充実（35人学級）　5,524人【16,580人】

令和８年度の中学校１年生に引き続き、中学校２年生での35人学級を実施

★ 養護教諭の配置充実　103人【310人】



複数配置基準を小・中学校いずれも50人引下げ
＜小:851人→801人以上、中:801人→751人以上＞

★ 学校事務体制の機能強化　222人【665人】



複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数の新設

○ 生徒指導に係る体制の充実　650人【2,940人】



小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実
＜小:100人【300人】、中:550人【2,640人】＞

○ 小学校教科担任制の計画的な推進　990人【3,960人】

学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、
小学校４年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援

○ 学校統合のための支援　50人【150人】



小・中学校の円滑な統合を引き続き支援

※上記のうち、★については改正義務標準法に基づく改善
児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ることで、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。

※このほか、自然減等として▲6,636人（合理化減等▲2,692人を含む）

喫緊の課題への対応　1,260人【2,520人】

○ 日本語指導が必要な児童生徒の指導体制充実　1,050人【2,100人】

外国人児童生徒等が特に多く在籍する学校に対し、学級内での学習支援を含めた学校全体の指導体制を充実

○ 教師の不足する教科での指導体制確保　210人【420人】



次期学習指導要領の全面実施に向け、臨時免許状所有者及び免許外教科担任による指導を解消するため、特に不足する中学校技術分野担当教員を中心に、免許状所有状況の改善を支援

教師の処遇改善　＋127億円

○ 教職調整額の改善　６％ ⇒ ７％（令和10年１月～）

令和10年１月から教職調整額の率を６％⇒７％に改善するとともに、教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
率	5％	6％	7％	8％	9％	10％



※上記のほか、給料の調整額の見直し（1/4縮減。令和10年１月～）を行う。

（担当：初等中等教育局財務課）

へき地児童生徒援助費等補助金

令和9年度要求・要望額　28億円
（前年度予算額　22億円）

文部科学省

1．趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2．補助内容

（1）スクールバス等購入費　10億円（8億円）

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

（2）遠距離通学費　14億円（10億円）

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
（補助期間：５年間）

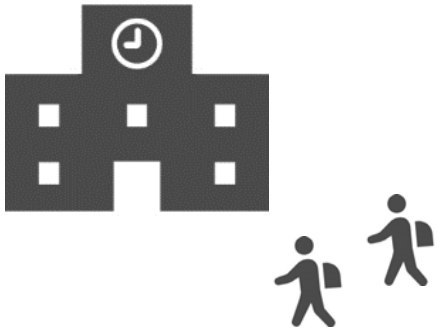
②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助（補助期間：５年間）

（3）離島高校生修学支援事業　2億円（２億円）

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

（4）その他　2億円（２億円）

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費（３～５級地）、学校間移動費、保健管理費



3．実施主体

都道府県、市町村

4．補助率

１／２
（高度へき地修学旅行費で過去３カ年の財政力指数0.4未満の市町村は２／３、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については１／３）

（担当：初等中等教育局財務課）

学校を核とした地域力強化プラン

令和9年度要求・要望額　9,513百万円
（前年度予算額　7,517百万円）

文部科学省

背景・課題

➤ 少子高齢化や人口減少社会の加速化、地域のつながりの希薄化等により、子供を取り巻く地域の教育力が衰退している。また、学校における働き方改革への対応、いじめ・不登校対策、放課後児童対策、児童虐待の増加等、学校や家庭が抱える課題も複雑化・困難化しており、学校・家庭・地域それぞれだけでの対応では限界が生じている。

➤ **学校のみならず、家庭や地域住民、地域産業界等が相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ・地域産業を実現する必要がある。**

➤ 自治体が、それぞれの**課題やニーズに応じた効果的な取組を実施**できるよう、**複数の事業を組み合わせた総合的な支援を実施する。**

事業内容

●学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築
●地域の多様な関係者の参画による地域の特色を生かした教育活動の充実

▶ **学校と地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題等を解決できる環境の醸成**

▶ **地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ、地域産業の実現**

事業概要：	下記①～⑦のメニューを組み合わせて実施する自治体の取組を総合的に支援する補助事業
対象（交付先）：	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）、市区町村
補助率：	国 1/3、都道府県等 1/3、市区町村 1/3 ※③「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」のうちクマ出没地域における通学路の安全対策にかかる取組ついては、国の補助率1/2
件数・単価：	各メニューによって補助対象となる件数・単価は異なる

1 地域と学校の連携・協働体制構築事業　8,122百万円（7,052百万円）

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組を支援。地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した**放課後や夏季休業期間等における学習支援・体験活動、働き方改革に資する取組**など多様な活動を推進。

2 地域における家庭教育支援基盤構築事業　175百万円（68百万円）

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、**個別の支援が必要な家庭**に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化について支援。

3 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業　812百万円（212百万円）

スクールガード・リーダーや**スクールガード（学校安全ボランティア）**等の活用や**養成・資質向上の促進**にかかる取り組みを支援。また、**クマ出没地域における通学路の安全対策にかかる取り組みを支援し**、学校や通学路における子供の安全確保をより一層強化。

4 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業　10百万円（9百万円）

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある**高校中退者等**を対象に、地域資源を活用しながら、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための**学習相談及び学習支援等**を実施する自治体の取組を支援。

5 図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業　30百万円　【新規】

自治体・教育委員会、図書館や学校図書館、書店、NPO等の関係機関が参画する「協議会」を設置し、絵本専門士等の読書推進人材の活用を図るなど、**読書環境の整備・改善に向けた連携協働体制の構築**により、**誰も取り残すことのない読書環境の整備**を支援。

6 健全育成のための体験活動推進事業　171百万円（99百万円）

自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験など様々な**体験活動**を通じ、不登校児童生徒も含め、自らの役割を意識し、一人一人の児童生徒が**自己有用感や自己肯定感を体得できるよう、学校における宿泊体験活動等を支援**する。

7 固定的なキャリア観の刷新に向けた義務教育段階からのキャリア教育推進事業　67百万円（7百万円）

地域に根差した人材育成を進めるとともに、義務教育段階から、固定的なキャリア観の刷新や、AI・デジタルなどの先端分野等も含めた幅広い人材育成にも資する体系的なキャリア教育を推進するため、先端分野等も含めた多様な体験プログラムや職業人との交流等を実施し、もって児童生徒の多様で主体的な進路選択を支援する。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



コミュニティ・スクール
（学校運営協議会を設置した学校）

校長等

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有する

学校運営の基本方針

学校運営・教育活動

説明 ↑承認　説明 ↑意見



学校運営協議会
学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する**学校運営の基本方針**（教育課程の編成、教職員の業務量管理・健康確保措置 等）**を承認**
- **学校運営について、**教育委員会又は校長に**意見**
- **教職員の任用に関して、**教育委員会に**意見**

地域学校協働活動推進員



（委員）10～15人程度
・地域住民、保護者
・地域学校協働活動推進員
・その他教育委員会が必要と認める者
（例：近隣幼稚園等・小中学校関係者）など

任命 ↑

意見 ↓ 学校運営教職員の任用



地域学校協働活動推進員
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割
※社会教育法第９条の７

情報共有 ←→ 情報共有

委嘱 ↑

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う学校内外における活動
※社会教育法第5条



地域学校協働活動推進員



※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの**学校における活動**
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など**地域を活性化させる活動**
などを実施

教育委員会

地域学校協働活動

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせて実施する活動

教育課程内の教育活動の充実・魅力化に向けた活動等

（例）
キャリア教育、郷土学習、総合的な学習・探究の時間、実習 等



【例】地域の特産物を活用した学び
(食品メーカーとの打ち合わせ)

学校の課題改善に向けた活動等

（例）
学校の安心・安全の確保、授業の補助、不登校や特別な支援が必要な子供の対応、ICTの効果的な活用、部活動の支援、働き方改革の推進、生徒募集活動の充実 等



【例】
登下校時の見守り

【例】
授業支援



放課後や長期休業中の学習や体験、交流

（例）
放課後子供教室、
地域未来塾 等



【例】
放課後
子供教室

【例】
地域未来塾
(学習支援)



地域活動・地域行事の実施や、伝統文化・芸能の継承活動等

→誰もが暮らしやすい地域づくり、安心・安全なまちづくり、活性化に向けたつながりづくり 等



【例】親子避難所開設体験

保護者のつながりづくりや学び合いの場づくり等

（家庭教育支援チーム 等）



部活動の地域展開等の全国的な実施

令和9年度要求・要望額	155億円
(前年度予算額	57億円)
令和7年度補正予算額	82億円

スポーツ庁 文化庁

理念・方向性

- ✓ **急激な少子化**が進む中でも、将来にわたって**子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。**学校の**働き方改革**を推進し、**学校教育の質も向上。**
- ✓ **学校部活動の意義を継承・発展**させつつ、**地域クラブ活動としての新たな価値を創出。**
- ✓ **地域の実情**に応じた**持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。**

- ✓ 学校単位で部活動として行われてきた**スポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携**して支え、子供たちの**豊かで幅広い活動機会を保障。**
- ✓ **「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」**という意識の下、**地域の実情**に応じ**スポーツ・文化芸術活動の最適化**を図り、**体験格差を解消。**

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年12月文部科学省）に基づき、**「改革実行期間」**における**部活動の地域展開等の全国的な実施を推進**

Ⅰ.部活動の地域展開等推進事業　151億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、**地方公共団体への伴走支援**等を実施。

（１）部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進　補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、**地方公共団体に対して補助。**

①休日の地域クラブ活動の活動費等の支援
（指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費　等）

②経済的困窮世帯の生徒への支援
（参加費・保険料）

③推進体制の整備等
（コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保　等）

〈補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（＊1）、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〉

（２）平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応　補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、**実証事業を実施。**

〈定額補助：国10/10〉

＜主な重点課題＞
・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備　・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保
・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築　・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保
・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）　等

（３）小学校体育専科教師等専門人材の活用等を通じた質の向上　補助金

小学生が体育の授業において、運動・スポーツの楽しさを実感できるように
するとともに、地域クラブ活動の指導者として活動の質の向上を図る。
・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業の推進



〈定額補助：国10/10〉

（４）中学校における部活動指導員の配置支援　補助金



各学校や拠点校に**部活動指導員を配置**し、指導や大会引率等を担う。
【17,617人（運動部：14,000人、文化部：3,617人）】〈補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（＊1）〉

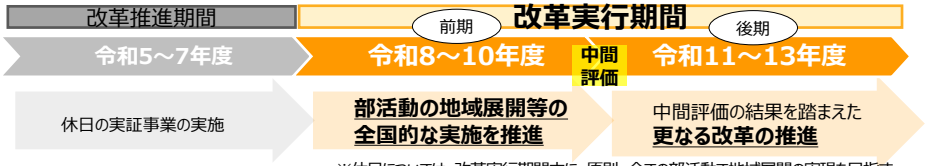
（５）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等　委託費等

・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開
・指導・リスクマネジメントの手引きの周知、動画ポータルサイトの運営（JSC運営費交付金）

Ⅱ.地域における新たなスポーツ環境の構築等　３億円

・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の**施設の整備・改修**を支援(用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
・**指導者養成**のための講習会や**暴力等の根絶**に向けた啓発活動の実施　・**大学生が卒業後も継続的に**地域の中学生の**指導に当たる仕組み**を構築　等





※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

【経済財政運営と改革の基本方針（令和８年７月21日閣議決定）抜粋】
学校と地域の連携・協働、部活動の地域展開等を全国的に進める。（略）地域展開に係る指導者や生徒の移動手段の確保等を含む。

根拠法令

●スポーツ基本法（令和７年改正後）（抜粋）
第十七条の二　地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
２　国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

●公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和７年改正）（抜粋）
附則第三条　政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。
六　部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

＊1　都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3
＊2　本資料における「スポーツ」にはパラスポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

（担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官（芸術文化担当））

体育・スポーツ施設整備
（学校施設環境改善交付金等）

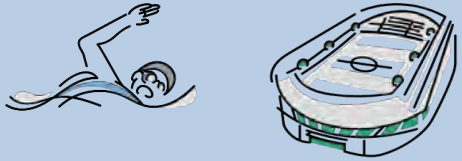
スポーツ庁

令和9年度要求・要望額	8,001,648千円
うち「強く豊かな日本」投資枠	2,556,072千円
(前年度予算額	2,817,891千円)
(令和7年度補正予算額	2,200,565千円)

事業開始年度 平成23年度～

▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。
- 屋内プールを含む地域のスポーツ環境の充実
- 災害時には避難所として活用されるための環境整備（耐震化及び空調設備の整備等）
- 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備

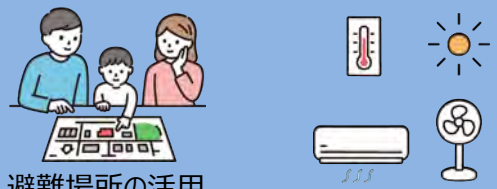
スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO_2排出減に寄与する整備を支援

補助対象 地方公共団体

算定割合 1／3補助 ※空調新設、社会体育施設の複合化・集約化等は**1/2**

R9制度改正
- 学校利用を前提とした社会体育施設の屋内プールを新改築する場合、補助率を**2/3**に引上げ

事業開始年度 令和５年度～

▶ 地域スポーツクラブ活動で必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修（80.0億円の内0.6億円）を支援する。

補助対象 地方公共団体　**補助対象となる学校種** 公立中学校　**算定割合** 1／3補助

効果
- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

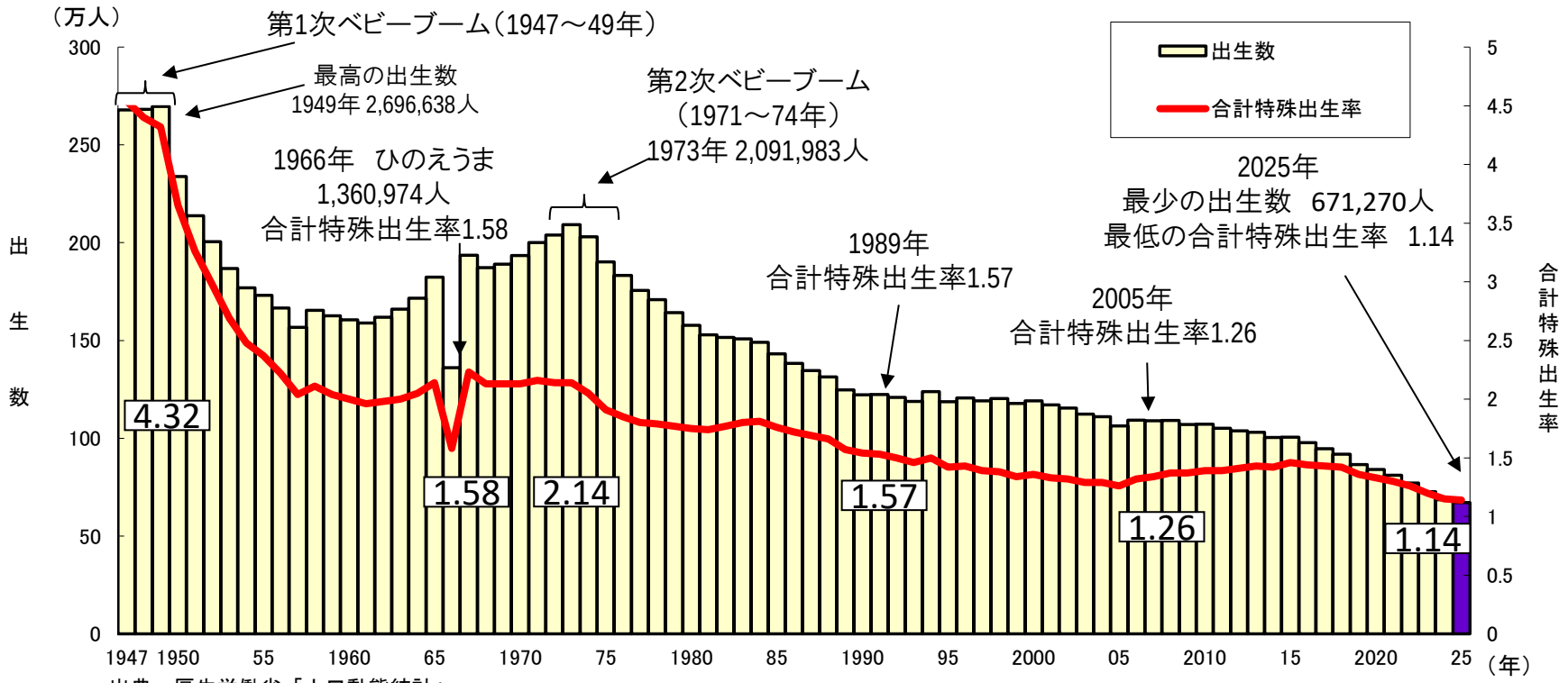
担当：スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

4. 参考資料

出生数と合計特殊出生率の推移

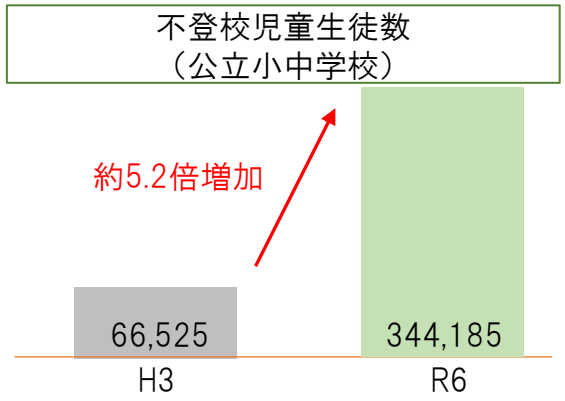
◆ 2025年の出生数は、**67万1,270人**で過去最少（10年連続減少） ※対前年 14,903 人減少
◆ 合計特殊出生率は、**1.14 で過去最低**（10年連続低下） ※対前年 0.01 ポイント低下

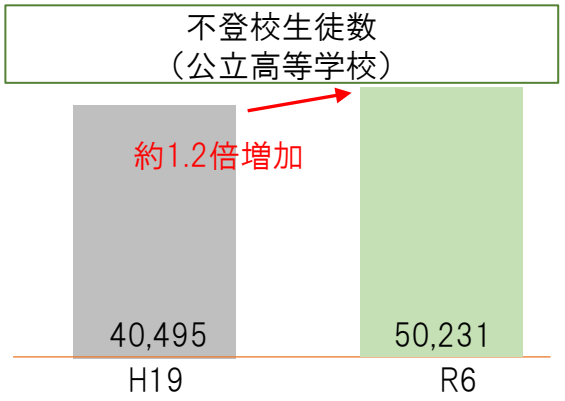
年	1949年		1973年		1989年		2005年		2024年	2025年
出生数	269万 6,638人	…	209万 1,983人	…	124万6,802 人	…	106万 2,530人	…	68万 6,173人	**67万 1,270人** （対前年▲14,903 ）
合計特殊 出生率	4.32		2.14		1.57		1.26		1.15	**1.14**

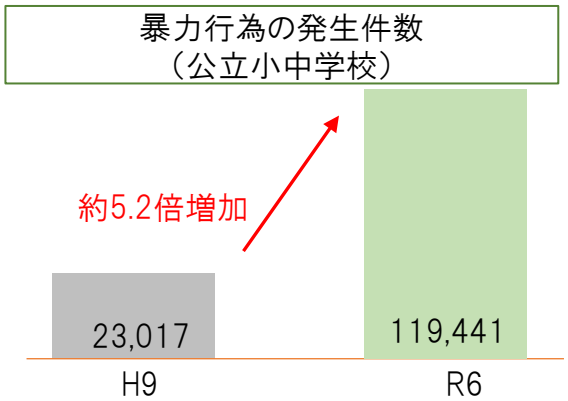


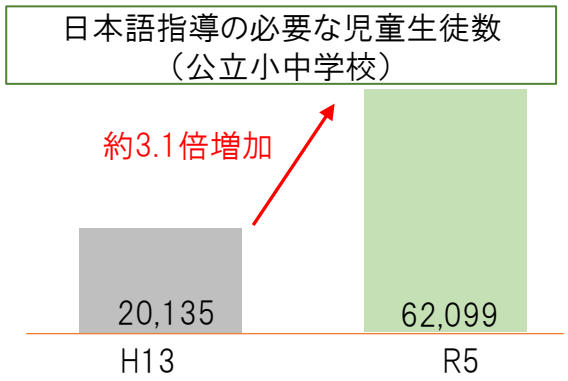
出典：厚生労働省「人口動態統計」

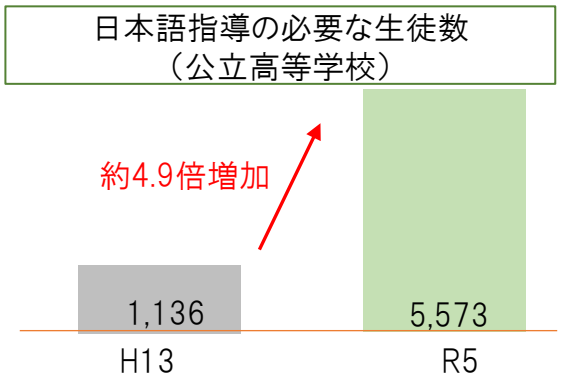
学校が抱える様々な教育課題の状況

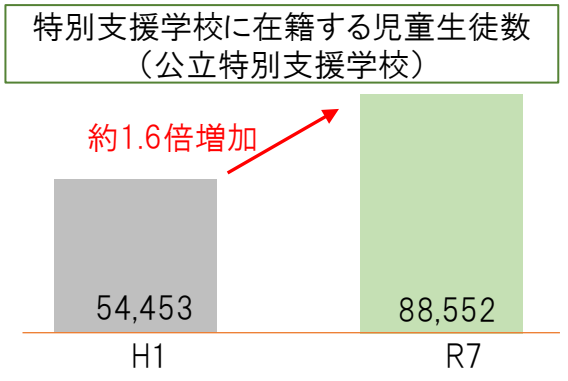


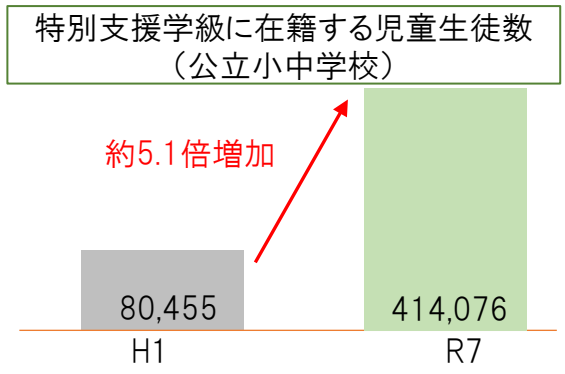


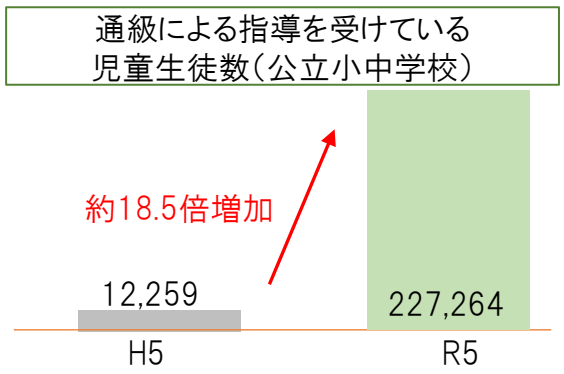


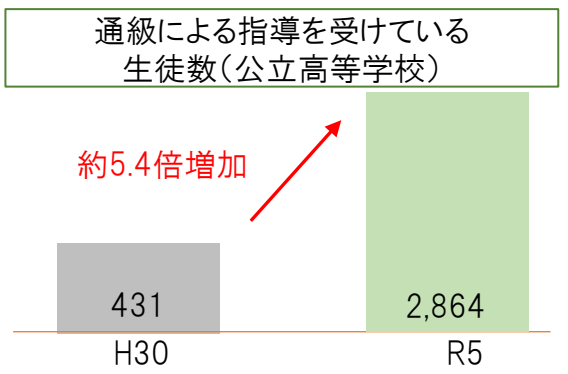










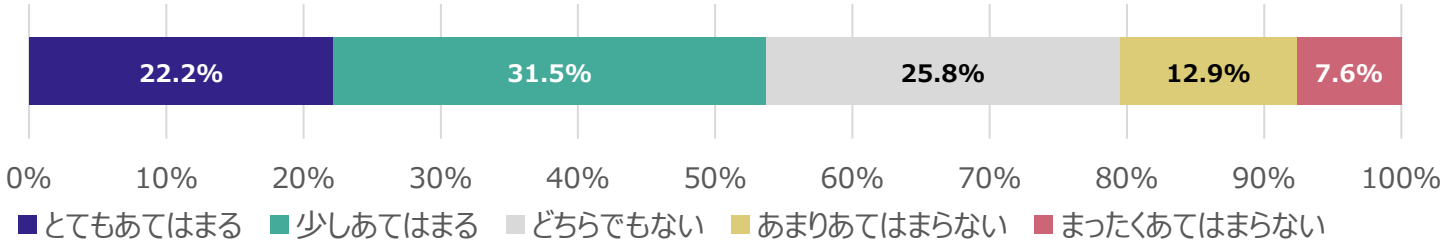


出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査、学校基本調査、通級による指導実施状況調査結果

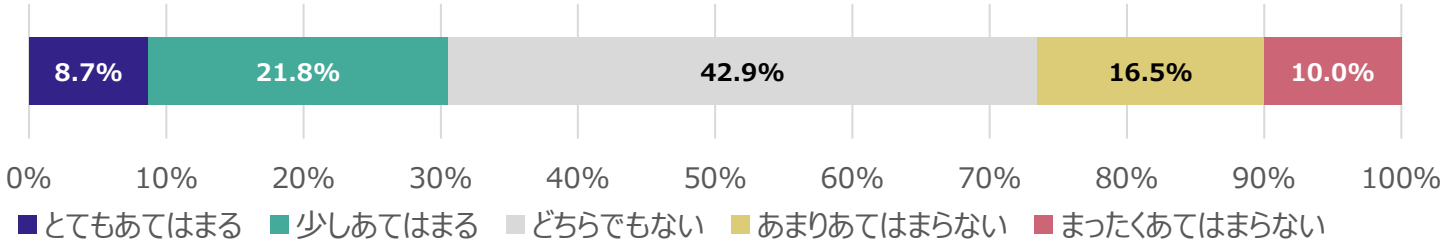
学校で過ごす中で思うこと・学校で受けている授業に関して思うこと

- ✓ 7割以上の児童生徒が、学校に通うのは楽しいと感じている。
- ✓ 授業の内容が難しすぎると感じている児童生徒は約３割であり、授業の内容が簡単すぎると感じている児童生徒は約15%程度である。

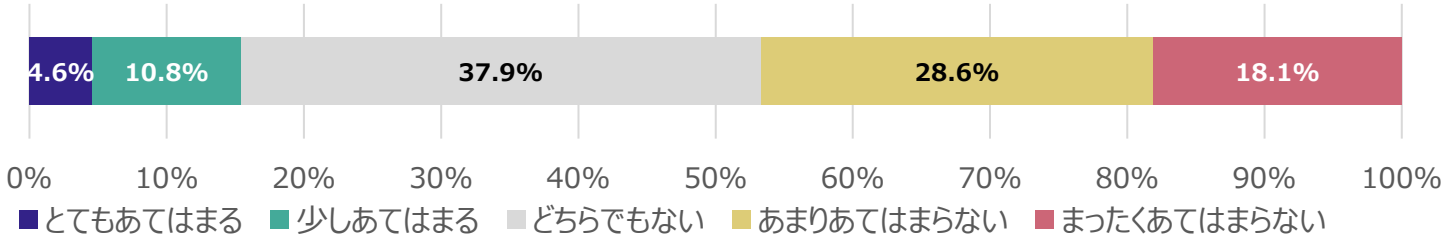
学校で勉強することは楽しい



授業の内容が難しすぎると思う



授業の内容が簡単すぎると思う



出典：文部科学省「義務教育に関する意識に係る調査」（令和5年12月公表）

デジタル学習基盤を活用した学びの充実

①学校・家庭で、さらなる個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実へ
②多様なこどもたちの学びの保障

①さらなる個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

登校 → 朝学習 → 授業 → 授業 → 授業 → 下校 → 家庭学習

自分に適した問題



AIドリル



操作習得

タイピング練習



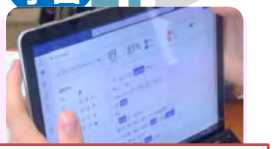
一斉

多様な習熟度、興味・関心、学習方略、認知特性などに応じた学習形態を可能に

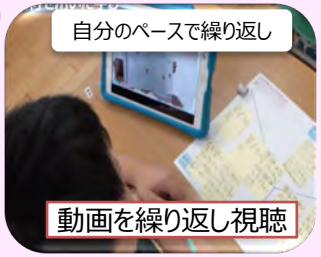
協働

個別

書く姿

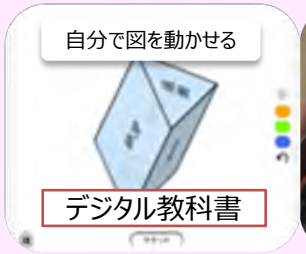


AIドリル、ワークシート



自分のペースで繰り返し

動画を繰り返し視聴



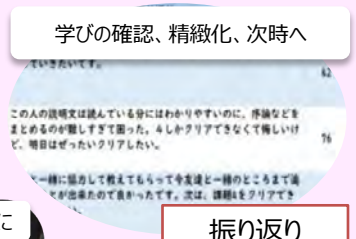
自分で図を動かせる

デジタル教科書



全員の考えを学びの参考に

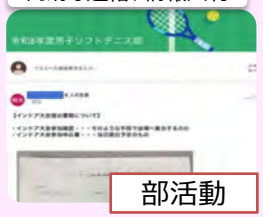
他者参照



学びの確認、精緻化、次時へ

振り返り

円滑な連絡、情報共有



部活動

②多様な子供たちの『深い学び』を確かなものに



外国籍の子供



病室の子供



別室の子供



登校できない子供

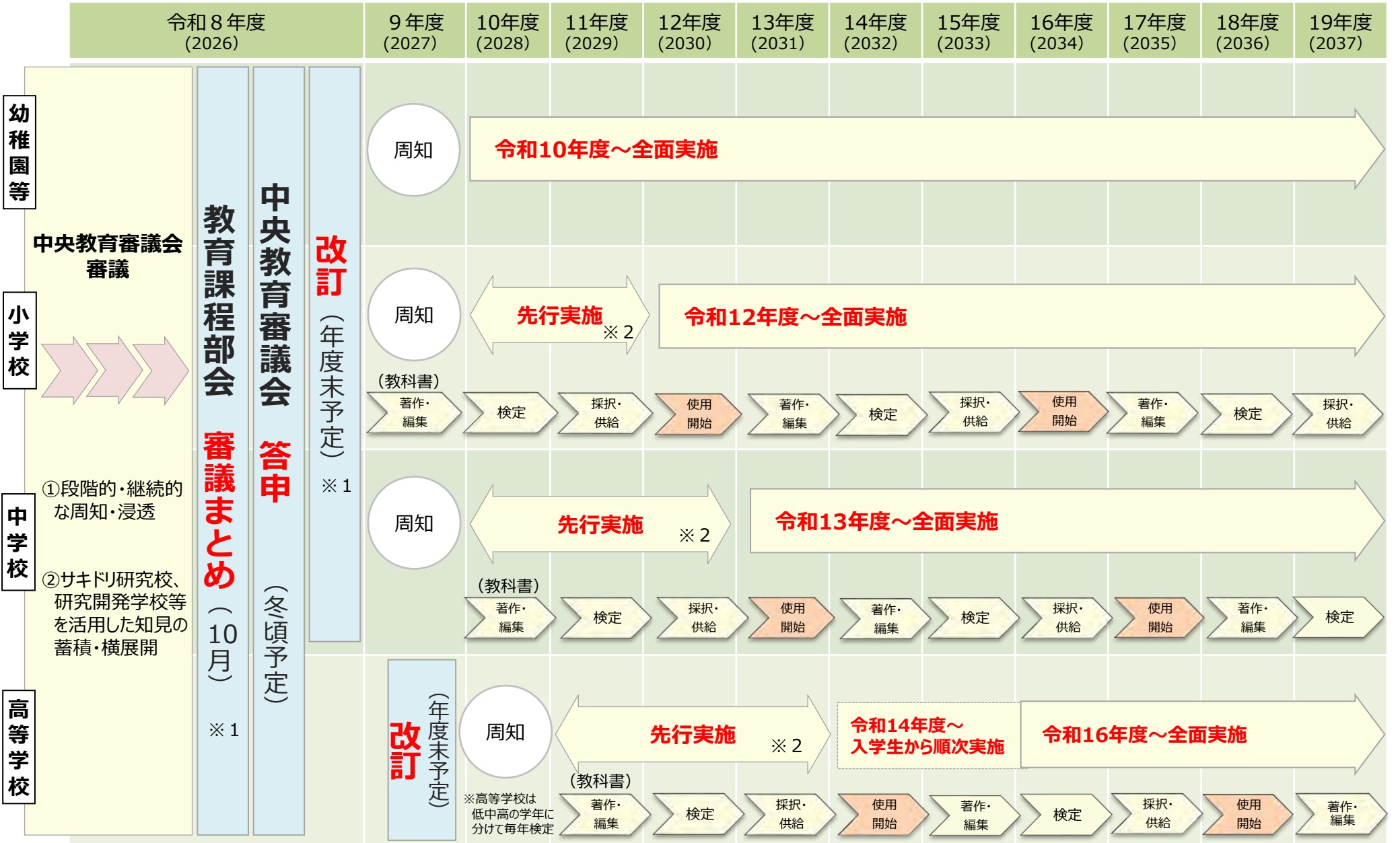


支援を要する子供

情報活用能力

学習指導要領等の改訂に関するスケジュール（イメージ）

※今後変更の可能性がありうる



※１　審議まとめは10月、告示案は冬頃にパブリック・コメントを実施予定
※２　調整授業時数制度を令和10年度に先行実施するほか、移行期間中の先行実施の具体的な時期や実施する内容は審議まとめを参照
※３　特別支援学校学習指導要領（幼稚部及び小学部・中学部）については、幼稚園・小学校・中学校、特別支援学校学習指導要領（高等部）については、高等学校と同様のスケジュールを想定

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

① 主体的・対話的で深い学びの実装

生成AIが社会に浸透しつつある中、より一層**「深い学び」の重要性が高まっている**。教師が**そのイメージを掴み取り、授業づくりに生かしやすい学習指導要領**とし、「主体的・対話的で深い学び」の実装を図る。

- 学習指導要領の構造化・表形式化・デジタル化
- 質の高い探究的な学び
- 豊かな学びにつながる学習評価
- 情報活用能力の抜本的向上
- 学習の自己調整や学習方略の指導等による個に応じた学習過程の充実

② 多様性の包摂

全ての子供たちに「深い学び」による資質・能力の育成を図る必要がある一方、子供たちの多様性は格段に顕在化。**子供の実態や課題に応じた教育課程・学習指導を充実・可能とする**ことで、全ての子供たちを包摂し、必要な資質・能力を育成する。
その際、民主的で持続可能な社会の創り手を育てる上で、多様な他者と学ぶ学校が大きな役割を果たす。

- 調整授業時数制度
- 高等学校の単位制の大幅な柔軟化
- 特別の教育課程の新設・拡充
- デジタル学習基盤の活用
- 学習の自己調整や学習方略の指導等による個に応じた学習過程の充実

③ 実現可能性の確保

①②の実現・両立は容易ではなく、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合い、実現可能性を確保する必要。**教育課程において教師と子供に「余白」（多様な子供たちの深い学びを実現するための時間的余裕）を創出**し、豊かな学びに繋げる。

- 調整授業時数制度（特に裁量的な時間（研究・研修等枠））
- 構造化等に伴う教科書の精選・必要に応じた内容の精選
- 授業時数や週当たりコマ数の適正化・平準化
- カリキュラム・マネジメントの更なる実装

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる　民主的で持続可能な社会の創り手　をみんなで育む

学びをデザインする高度専門職としての教師　デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
総合的な勤務環境整備

「主体的・対話的で深い学び」の実現を通じた

自らの人生を舵取りする力 と 民主的で持続可能な社会の創り手 の育成

「好き」を育み、「得意」を伸ばす
（興味・関心）

×

当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意ができる

高 中 小 幼

児童生徒の学習意欲を喚起するとともに主体的な進路選択にも繋げる

総合

自己の興味・関心に関わる課題の設定の充実

- **「テーマ探究」**と**「マイ探究」**をバランスよく組み合わせる

教師を起点として共通テーマを設定 → **テーマ探究**

個人を起点として課題を設定 → **マイ探究**

- 「プレゼン」、「レポート」等に加え、**「作品制作」**も示すなど**探究（外化）の在り方を拡充**
- 多様な興味・関心に応えるチームでの指導体制

各教科等

生きて働く「確かな知識」の習得（意味理解や知識の構造化を重視）

自分の意見や考えを根拠をもって表現する活動
（AIに依存せず、書く・話すなどの外化を通じ、習得した知識や自分の意見や考えを表現）

探究的な学びの充実
（教科においても「なぜ？」を重視し、知識の構造化や総合での課題の発見に繋げる）

興味・関心が広がる**教材・学習方法の選択を促進**
（デジタル学習基盤の積極的活用、紙・デジタルの双方を含む多様な教材の活用を推進）

社会・職業とのつながり・学ぶ意義の重視
（全ての教科で重視。特に中・高では「数学ガイダンス」「科学ガイダンス」を新設）

メディアリテラシーや情報モラルの育成
小・**総合の「情報の領域」**、中・**「情報・技術科」**をはじめ教育課程全体で重視（**クリティカル・シンキング**、情報の真偽や偏りの吟味、判断の留保、デジタルの賢い使い方と距離の置き方　等）

自律的な学習習慣の形成
（学習の自己調整を通じて、家庭学習の内容や学び方を自律的に決定）

特別活動

子供主体のルール形成

- 納得解を創造する**合意形成**
- **意見表明**の機会の確保
- 安易な多数決の回避や少数意見の吟味の重視
- 対話と合意の手法を活用

子供主体の学校行事

- 企画・運営を含め児童生徒が主体的に役割を担う
- 文化的行事を「好き」や「得意」を発表する機会としても明確化

※教師の適切な指導の下で行うとともに、教師の過度な負担を生じさせないことが前提

道徳

考え、議論する道徳の実装

- **価値の実現をめぐる葛藤**や**価値の対立をめぐる葛藤**と向き合う
- 道徳的行為に関する**実体験や実感を伴う活動**を重視

幼児教育における**「遊びの深まり」**（言葉を用いて考える力の基礎の育成、他者と関わり協同する力の育成、遊びの中で多様な動きを伴う体験の充実と身体感覚の育成）

※幼児教育：0歳～小学校就学前までの幼稚園、保育所、認定こども園における教育

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

- **「深い学び」の実現のための「統合的な理解・総合的な発揮」に向けた授業改善**
- **子供たちの多様性を踏まえた個に応じた学習過程の充実**
（科学的根拠に基づく学習の**自己調整**や**学習方略**の指導等、学習途中の**アセスメント**と**フィードバック**）
- **構造化に伴う必要に応じた内容の精選、教科書の精選**
- **全ての活動を通じ、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視**
- **情報活用能力・言語能力の育成を一体的に充実（デジタルのみならず一層身体性を重視）**
- **障害や認知特性等多様な実態を踏まえた調整**
（全ての子供の学びやすさに繋がる授業設計・環境整備・家庭学習を含む）
- **全ての活動の基盤となる心理的安全性の確保（学級経営、教科指導）**
- **複層的な包摂に向けた特別の教育課程の新設・改善**
（校内外教育支援センターに通う**不登校児童生徒**（新設）、特定分野に**特異な才能のある児童生徒**（新設）、**通級指導・日本語指導が必要な児童生徒**）
- **調整授業時数制度の活用**
（一定の要件の下、各教科等の時数を減じて、**教科への上乗せ、裁量的な時間**等に活用）

調整授業時数制度の基本的な枠組み（イメージ）

- 子供たちの実態の多様性が一層顕在化している中で、全ての子供たちに「深い学び」による資質・能力の育成を図ることができるよう、子供の実態や課題に応じた柔軟な教育課程編成を可能とする「調整授業時数制度」を創設。
- 令和９年度にサキドリ研究校を大幅に増加させ、令和10年度から全国で先行実施を可能とする方向で検討。

1015コマ

調整授業時数

対象教科等それぞれの **最大15%**（※）

対象教科等
（下記以外）

対象外教科等

特別活動、道徳、外国語活動、音楽・美術（中2・3）など

※調整後に35コマ以下となる教科等

全ての対象教科等につき限度まで標準を下回った場合
最大で小138、中128コマ（週4コマ程度）（※）

「裁量的な時間」

学習枠
各教科等に該当しない、児童生徒の資質・能力育成に特に資する効果的な教育プログラム

研究・研修等枠
教育の質の向上に直結する組織的な研究・研修

※年間指導計画等に基づく組織的・計画的な取組であること等の要件を設定

類型

①個に応じた学習過程の充実に資する取組
例）苦手・得意教科等の課題の自己調整学習、個人探究課題の深堀り、下学年の未習得事項の学び直し

②学習の素地を高める取組
例）効果的な学習方略等に関する体系的指導、読解力向上プログラム

③関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組
例）いじめ防止や対人関係スキル向上プログラム

④その他地域等の特色を生かした取組
例）地域の多様な大人と探究的に関わる活動

類型

①質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究
例）教科・学年等で計画的に行う教材研究等

②教師の資質・能力の向上を図るための学校が企画する研修

③児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議
例）教科担任制やチーム学年制などと組み合わせた子供の情報の共有

④学校と地域との連携体制の確保
例）企業・団体等と連携した探究学習の実施に向けた研究会

最大35コマ（週１コマ程度）

最大70コマ（週２コマ程度）

既存教科上乗せ・教科新設

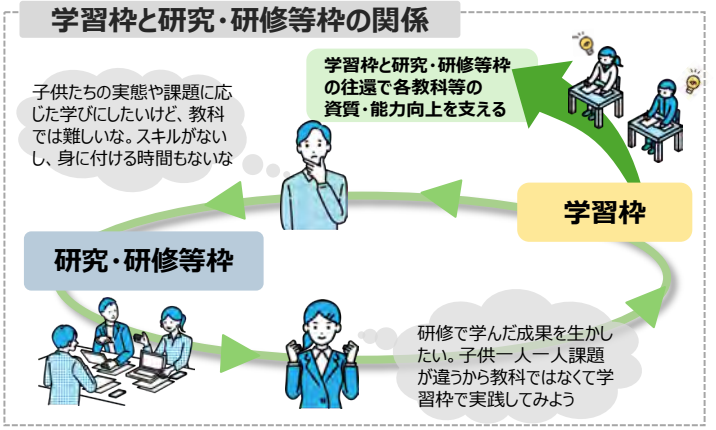
既存教科等への上乗せ

（例）
○**探究学習**の充実のための**総合的な学習**の時間への上乗せ
○**苦手な**子供も多い**算数・数学**への上乗せ
○読み書き強化のための国語への上乗せ

教科新設

（例）
○**地域の魅力**や学び、**地域課題解決**に向けて探究する独自教科
○**シチズンシップ教育**を重点的に行う独自教科など

学習枠と研究・研修等枠の関係



※ 最大限大きくとった場合の想定であり、制度全体として、中央教育審議会で検討中
※ コマ数は、現行の標準授業時数をもとに記載したものであることに留意

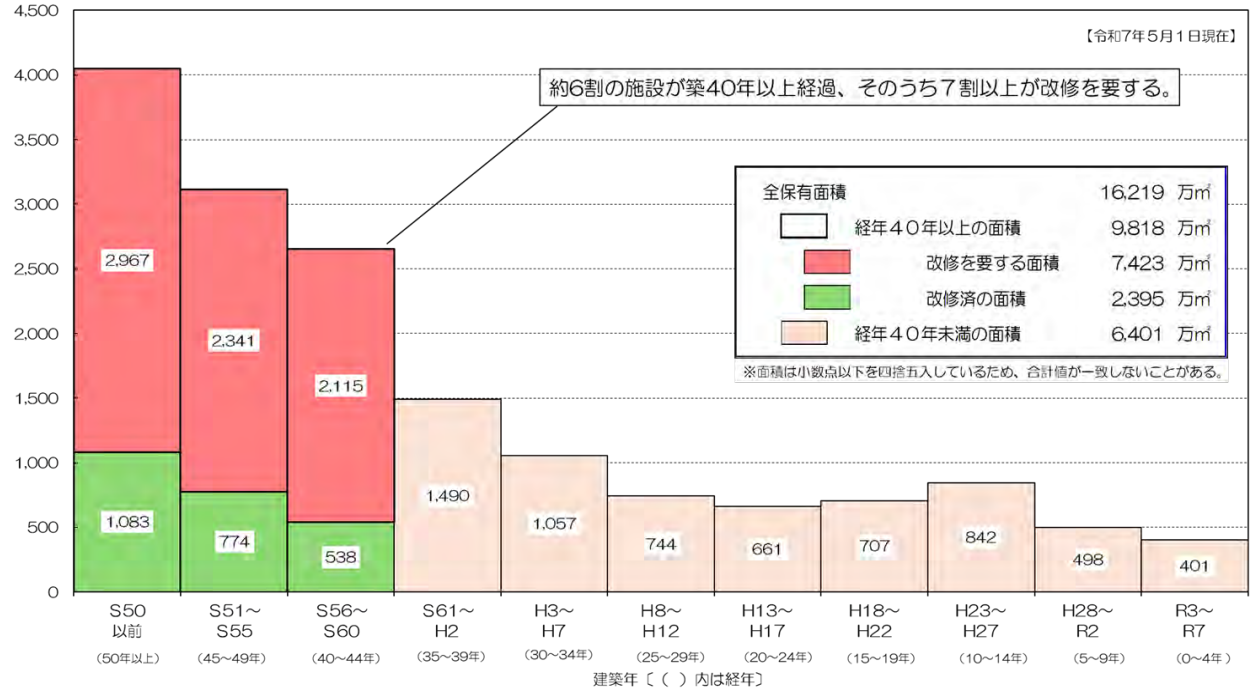
公立学校施設を取り巻く状況

文部科学省

約６割の施設が築40年以上経過、改修を要する面積がそのうちの7割以上となり、厳しい財政状況の中、今後膨大な老朽施設の更新需要が見込まれる。

公立小・中学校等の経年別保有面積＜全国＞

※「公立学校施設実態調査 令和７年度」（文部科学省）のうち、公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校の校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建物を計上



＜老朽施設の面積と不具合発生件数＞

老朽施設の面積は10年間で約2.4倍に増加。
不具合の発生件数は約8千件増加。



＜旧来型の校舎の例＞

学習の場は教室内と想定され、教室内外が明確に区切られており、また教室内では全員が前向きで授業を受けることを想定されている例が多い。新しい時代に求められる学びに対応するために、学校施設全体を学びの空間として捉え、多様で協働的、創造的な学びに対応した施設環境への改修を、老朽化対策と併せて進めることが望まれる。

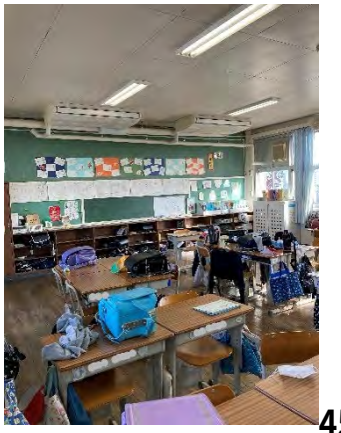


劣化による配管破損



老朽化により手すりが落下



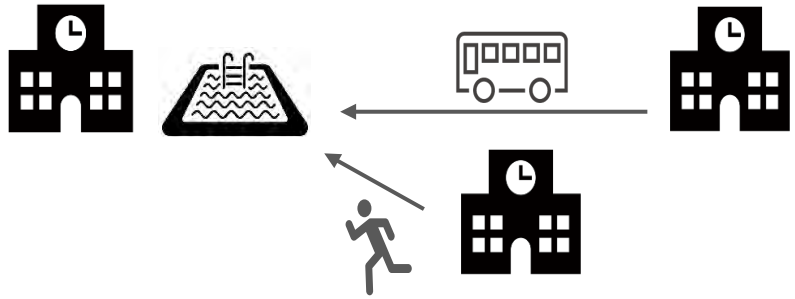


学校プールの集約化・共同利用の動き

学校プールは、老朽化や維持のための負担増によって、各学校において、維持・管理することが難しくなっている。
そのため、各地方公共団体の状況に応じて、様々な工夫を行い、水泳機会の創出を行っている。

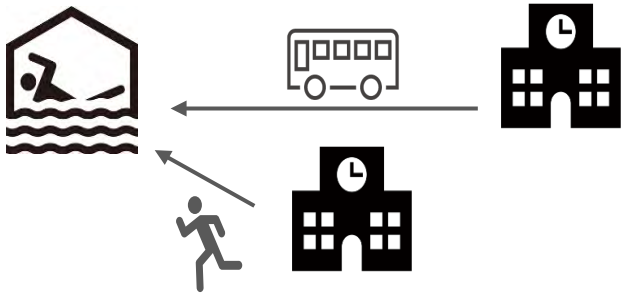
学校プールの共同利用

- 稼働率を基に必要プールを決定
- 各学校で保有していたプールを集約化し、**共同利用**



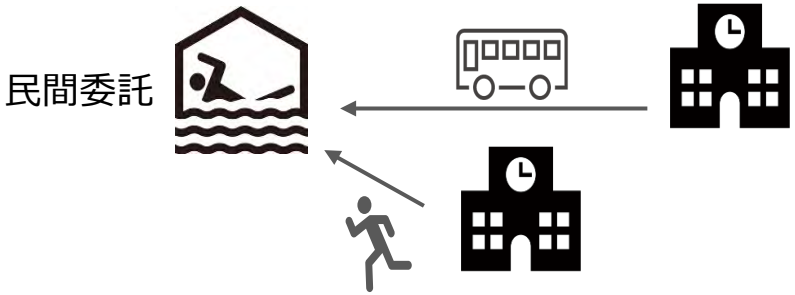
公営プールの共同利用

- 公営プール（屋内温水）を活用し、**水泳授業の時期平準化**
- 指定管理の仕様として組み込み実施



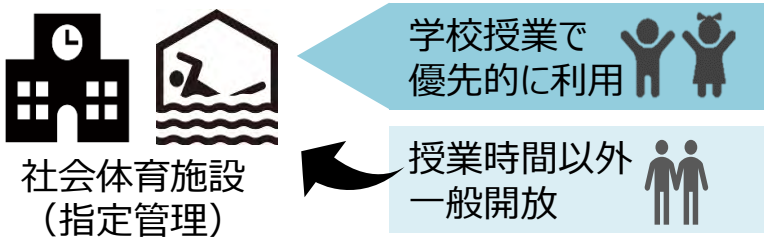
民営プールの共同利用

- インストラクターの指導による**水泳指導の質の向上**
- **充実した施設**やプール管理の**負担軽減**



学校プールを社会体育施設化

- 学校に併設プールを社会体育施設とし、**授業以外の時間帯を一般開放し、フル活用**



（参考）「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）」

（令和６年７月10日　６文科初第885号　文部科学省初等中等教育局長、スポーツ庁次長通知）

小中一貫教育が求められる背景・理由

＜検討の経緯＞

平成26年 7月　教育再生実行会議 第五次提言　『今後の学制等の在り方について』

12月　中央教育審議会答申
『子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について』

平成28年 4月　学校教育法等の一部を改正する法律の施行

背　景

① **義務教育の目的・目標規定** の新設

② 小学校への英語教育の導入や中学校の授業時間数の増加など、近年の **教育内容の量的・質的充実** への対応

③ 小学校高学年段階における児童の **身体的発達の早期化** 等に関わる現象

④ 中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、**中１ギャップへの対応**

⑤ 少子化等に伴う **学校の社会性育成機能の強化** の必要性

小中一貫教育制度、学校数の推移

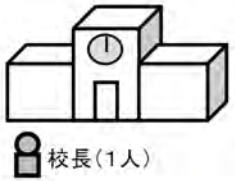
小中連携教育　小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育　小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種（一つの学校）
⇒一人の校長、一つの教職員組織

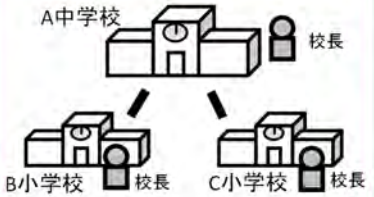
修業年限：9年
（前期課程6年＋後期課程3年）



小中一貫型小学校・中学校

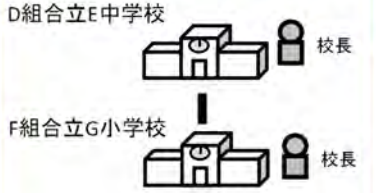
・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校（同一の設置者）



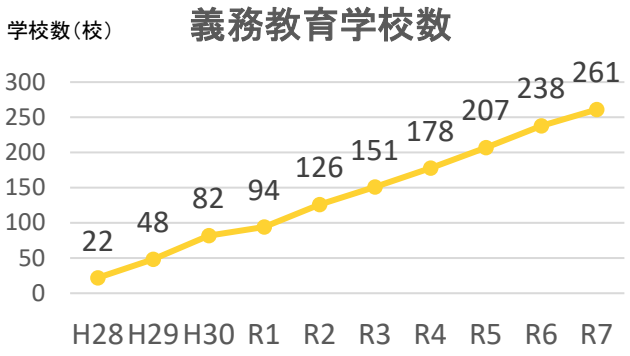
※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

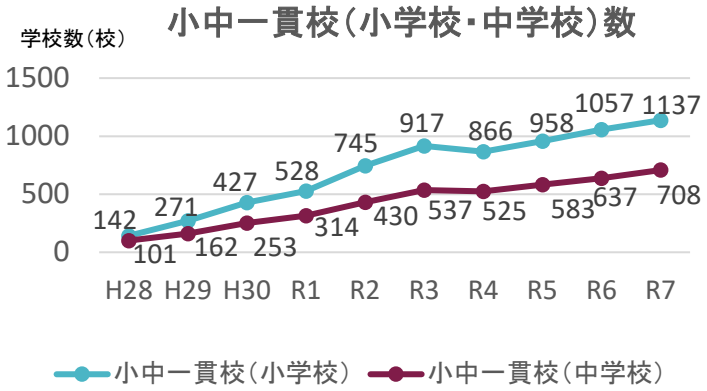
③連携型小学校・中学校（異なる設置者）



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。





学校基本調査（文部科学省）をもとに教育制度改革室にて作成

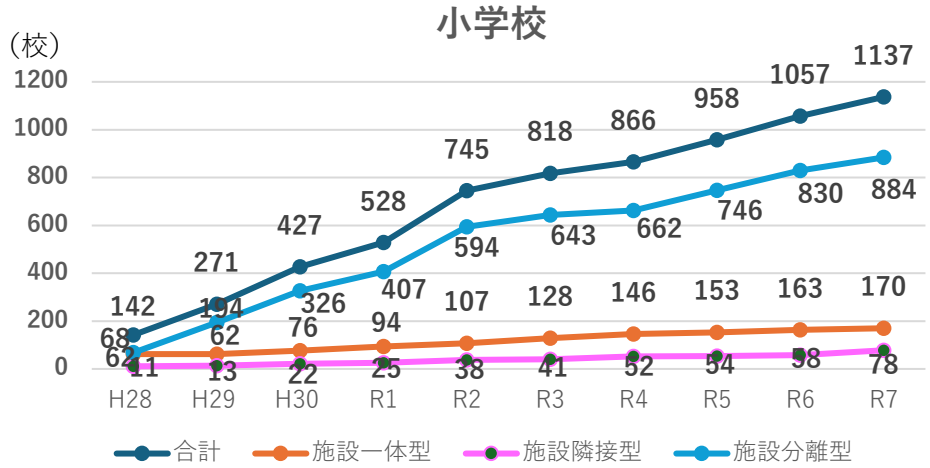
※いずれも国立、私立を含む
※令和3年度の小中一貫校（小学校・中学校）数については、学校基本調査において、一部都道府県で登録した数に誤りがあったため、改めて該当都道府県に確認の上、作成している。

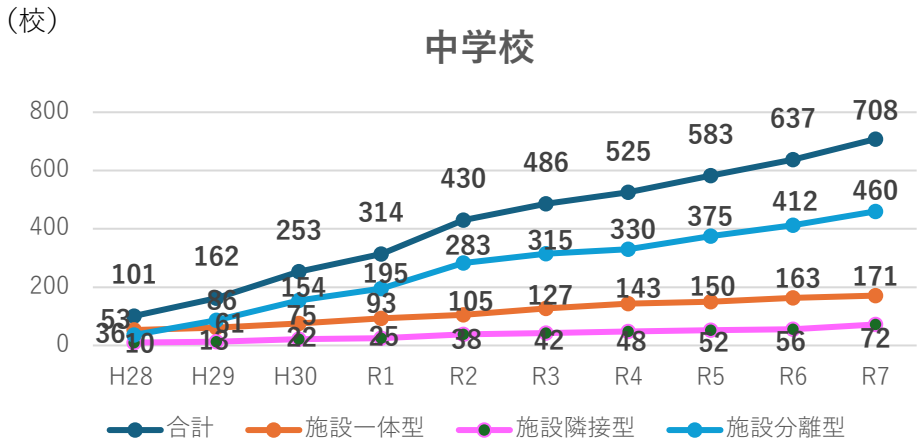
小中一貫教育を行う学校の施設形態

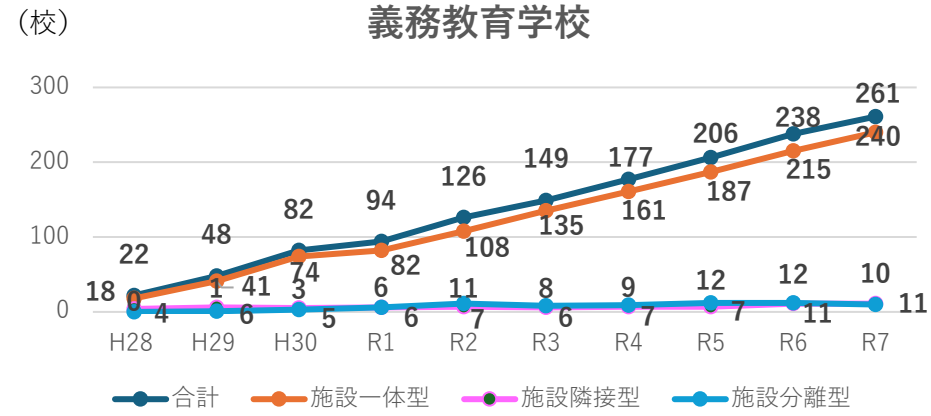
「施設一体型」：小中一貫教育を実施する学校について、校舎の全部（※）が一体的に設置されているもの（複数の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む）
※「全部」＝学校設置基準上の「後者に備えるべき施設」が全て整備されていること

「施設隣接型」：小中一貫教育を実施する学校について、同一の敷地又は隣接する敷地に、複数の校舎が隣接して設置されているもの。

「施設分離型」：小中一貫教育を実施する学校について、隣接していない異なる敷地に、複数の校舎が分離して設置されているもの（共に小中一貫教育を実施する同一学校種の校舎が分離して設置されている場合を含む。）

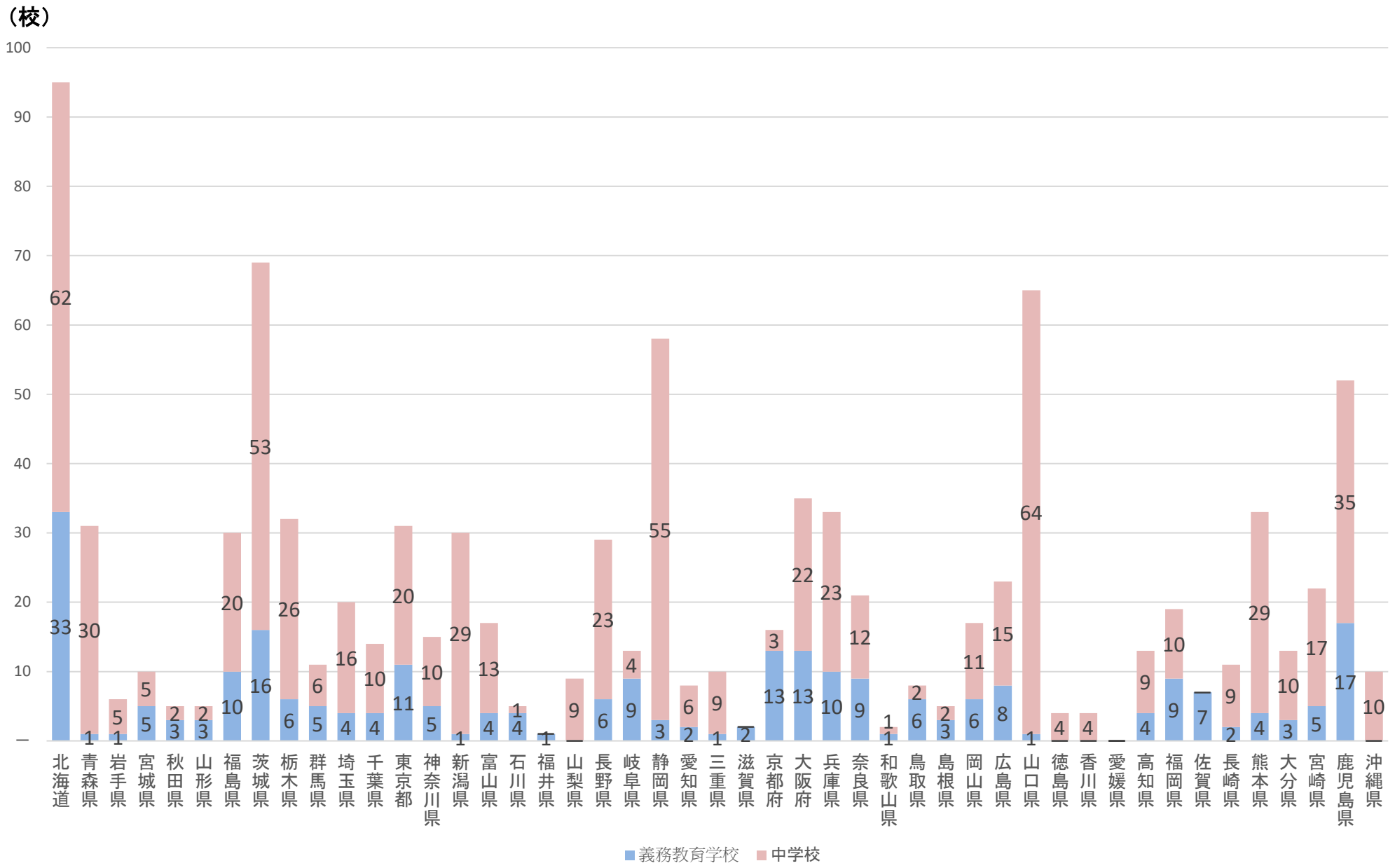






※学校基本調査（文部科学省）をもとに教育制度改革室にて作成
※いずれも国立、私立を含む
※学校教育法施行規則の規定に基づく小中一貫教育を行う学校が対象。
※令和3年度の小中一貫校（小学校・中学校）数については、学校基本調査において、一部都道府県で登録した数に誤りがあったため、改めて該当都道府県に確認の上、作成している。
※「その他」の区分については、少数のためグラフに反映していない。

小中一貫教育を実施している学校数（設置形態別・都道府県別）



出典：令和7年度学校基本調査

小中一貫した教育課程の編成・実施等に関する事例集ー第２版ー（令和４年３月９日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1400462_00001.htm

＜小中一貫の利点を活かした教育課程の編成・実施＞

- 義務教育９年間を見通した「確かな学び」　［岩手県］大槌町立大槌学園（義務教育学校）
- 小中一貫で実現する「確かな学力の向上」　［東京都］足立区立新田学園（併設型）
- 小中一貫した教育課程「ふるさと学習」　［長野県］信濃町立信濃小中学校（義務教育学校）
- 小学校における教科担任制の実施　［京都府］京丹後市立久美浜中学校区（併設型）
- 小学校と中学校の教員の相互乗り入れによるすべての児童生徒とかかわりあう学習環境　［石川県］珠洲市立宝立小中学校（義務教育学校）
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた小中合同の授業改善・授業研究　［神奈川県］横浜市立義務教育学校霧が丘学園（義務教育学校）

＜学校経営の視点からの校長コラム＞

- 校長１人の場合の学校経営（義務教育学校）
  ～９年間のグランドデザイン、教育課程の特例を活用した特色ある学び（プログラミング学習）、全職員で行う「魅力ある学校環境」での「ワクワクする授業」～
  ［茨城県］つくば市立みどりの学園義務教育学校 毛利靖校長
- 校長２人の場合の学校経営（併設型）　～９年間を見通した探究的な学び、「令和の学校を創る」教職員集団～
  ［埼玉県］戸田市立戸田東小学校 小髙美恵子校長、戸田東中学校 鈴木研二校長

＜小中一貫×「〇〇〇」～小中一貫教育の導入をきっかけとした特色ある教育の追求～＞

- ９年間で夢と志を育むことを通じた学校を拠点とした「地域の活性化」　［高知県］高知市立義務教育学校土佐山学舎（義務教育学校）
- 小中一貫でこそ実現する自律的学習者を育成するためのPBLを中心とした「キャリア教育」　［福岡県］飯塚市立小中一貫校幸袋校（併設型）
- 学習環境への継続的な配慮を通した「特別支援教育」の充実　［千葉県］鴨川市立長狭小学校・長狭中学校（併設型）
- 安心した学校生活を支える９年間を見通した取組　［山梨県］南アルプス市立小中一貫校八田小中学校（併設型）
- 小中一貫教育の利点をより享受するための「校務の情報化」　［宮崎県］新富町立新田小中学校（併設型）

＜地方教育行政の視点からの小中一貫教育コラム＞

- 小中一貫教育で描く義務教育９年間のグランドデザイン　［新潟県］三条市教育委員会
- 地域との３年間の話し合いから生まれた義務教育学校　［秋田県］北秋田市教育委員会

小中一貫教育を行う学校施設の整備に関する先行事例

小中一貫教育に適した学校施設の在り方について（概要） ～ 子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて ～
（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議　平成27年7月）

【第3章 第2-3】施設一体型の留意事項

教育活動の一貫性確保への対応
（学年段階の区切りへの対応）



はるひ野小中学校
「児童生徒の発達段階に応じた教室環境」

小学校低学年用の教室環境は、教室を中心に教科学習などが行われることに配慮して、教室周りを充実させている

学校運営の一貫性確保への対応
（職員室の一体的な利用）



春日学園
「職員室、事務室を統合した校務センター」

小・中学校段階の教職員が、日常的に業務の連携やコミュニケーションを取ることができるオープンな空間を確保している

安全性の確保
（低学年児童用の広場等の計画）



低学年児童が安心して遊べるよう、教室に隣接するところに、遊具の設置とともに芝生を整備している

飛島学園
「しばふ広場」

【第3章 第2-5】既存学校施設の有効活用

特別教室型から教科教室型へ改修



［数学教室］

中学校段階においては、生徒自らが主体的に学ぶことを重視して教科教室型に改修している



［ホームベース］（生徒の居場所）

府南学園（第一中学校）

【第3章 第2-4】施設隣接型・分離型の留意事項

教育活動の一貫性確保への対応

（連絡通路の設置）



京都教育大学附属京都小中学校
「隣接する施設をつなぐ連絡通路」

小中一貫教育の効果的な実施のため、施設間を連絡通路で接続し、施設を一体的に利用している

学校運営の一貫性確保への対応

（合同研修室の整備）



府南学園（第一中学校）
「小・中学校合同の研修スペース」

学園（４小学校＋１中学校）の教職員が合同で研修を行うため、中学校の余裕教室に研修スペースを設けている

安全性の確保

（階段の昇降に係る児童の安全性確保）



児童が利用する階段について、安全に昇降できるよう段差（けあげ）の寸法を小さくする改修を行っている

東山泉小中学校（東学舎）
「既存の中学校校舎の階段段差の改善」

【第3章 第2-6】地域と共にある学校施設の整備

地域ぐるみで子供たちの学びを支える場の確保



［語り部の部屋］

地域住民を招き、民話学習や茶道教室等が行われている



［郷土資料室］

郷土が生んだ文学者や芸術家等の作品を紹介している

湖南小中学校

遠隔教育の活用場面・効果について

遠隔教育の推進 | 先端技術の活用 | 環境整備

- 遠隔教育は、**教育の質を大きく高める手段**。
- 具体的には、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、**教師の指導や子供達の学習の幅を広げる**ことや、特別な支援が必要な児童生徒等にとって、**学習機会の確保を図る**観点から重要な役割を果たす。

多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育

海外の学校との交流学習



- 台湾の小学生と英語でコミュニケーションを取ったり、調べたことを発表し合ったりする（長崎県対馬市）

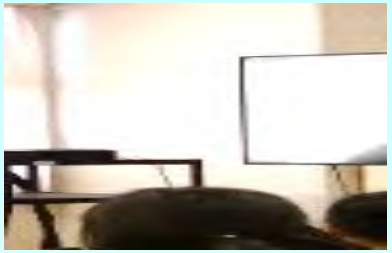
小規模校の課題解消に向けた合同授業



- 小規模校の子供たちが他校の子供たちと一緒に授業を受け、多様な考えに触れる機会をつくる（熊本県高森町）

教科の学びを深める遠隔教育

小学校におけるプログラミング教育



- 大学と接続し、導入で興味・関心を高めたり、質問したりする（岡山県赤磐市）

社会教育施設のバーチャル見学



- 教室にいながら社会教育施設を見学し、専門家による解説を聞く（大分県佐伯市）

高等学校における教科・科目充実型授業



- 特定の教科・科目のの教師がいない学校に授業を配信し、開設科目の数を充実する（静岡県）

個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

外国人児童生徒等への日本語指導



- 日本語指導が必要な児童と離れた学校の日本語教室を接続する（愛知県瀬戸市）

病気療養児に対する学習指導



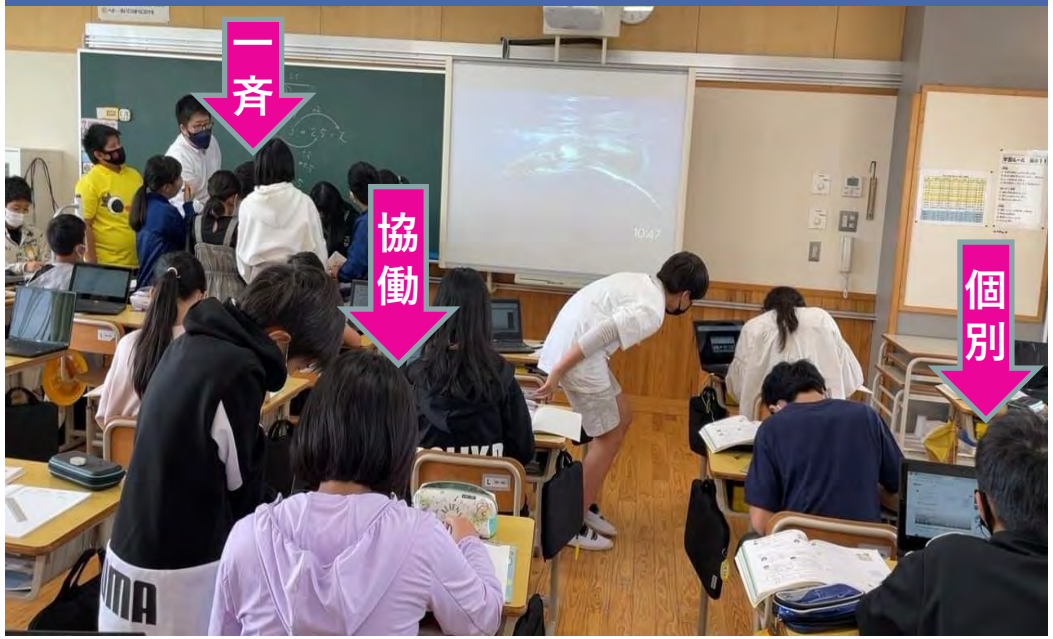
- 病気療養児が、病室等で在籍校の授業を受ける（神奈川県）

遠隔教育の現状

- 遠隔教育を実施している学校の割合は大幅に増加しており、令和7年度時点で5割以上の学校が「実施している」と回答（R1 7.6%→R7 55.8%（速報値））。多様な人々とつながったり、教科の学びを深めたり、個々の子供たちの状況に応じた支援を実施したりするなど、様々な取組が進んでいる。
- 遠隔教育の活用促進のためには、１人１台端末環境などのGIGAスクール構想を引き続き着実に推進することが不可欠。

参考：学校における様々な取組事例

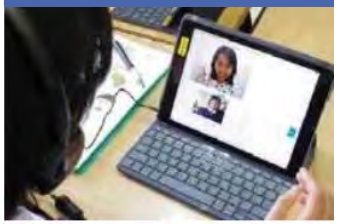
多様な進度・興味関心に応じた個別最適な学びの複線化



海外の学校との交流学習



海外の英会話講師とのマンツーマンレッスン



小規模校の課題解消に向けた合同授業





病気療養児への学習指導



オンライン教育の活用にあたっての基本的な考え方

基本方針

- オンライン教育は、学校での学びをより充実させるとともに、学びへのアクセスを保障するという観点から、学校や子供たちの実態に応じて積極的に活用することが重要。
- 活用の推進に当たっては、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること、教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことを踏まえる必要。
- 特に義務教育段階においては、教師が教室にいる一人一人に寄り添ってきめ細かな支援を行うため、教師が現場にいて、受け手も送り手もしっかり確認した上で授業を行うことが必要。

質の高い教育と**児童生徒の安全・安心の保障**を前提に、**学校現場の創意工夫によるオンライン教育の実施を後押し**

参考資料

「教育現場におけるオンライン教育の活用」
（令和３年３月29日　内閣府特命担当大臣（規制改革）、文部科学大臣）

「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について（通知）」
（令和６年３月29日　５文科初第2543号　文部科学省初等中等教育局長通知）

「義務教育の在り方ワーキンググループ　審議まとめ」
（令和６年12月24日　中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた義務教育の在り方ワーキンググループ）

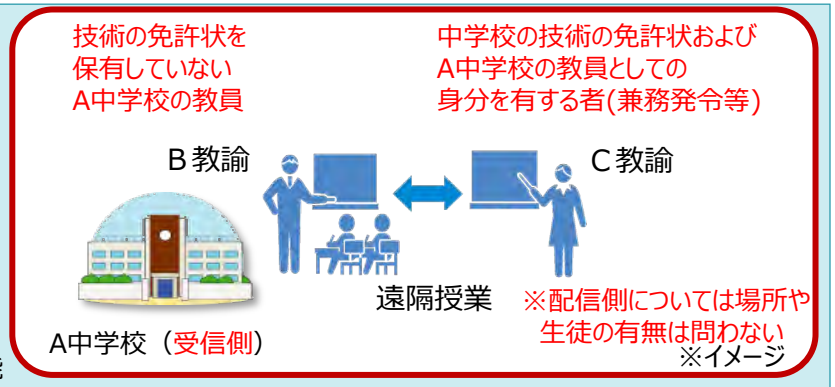
遠隔教育特例制度の改正について

遠隔教育特例制度とは

学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、小規模の**中学校等（※）において**、当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合に、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、**受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、**遠隔にて専門性の高い教師による指導を可能とする**「教科・科目充実型」の遠隔授業を行うことを可能とする**特例制度。

（※）中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部

※受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能



制度改正の概要（令和6年4月～）

中央教育審議会 義務教育の在り方ワーキンググループの「中間まとめ」（令和5年12月）において、義務教育におけるオンラインを活用した学びの充実のため、学校現場の創意工夫が発揮され、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な実施が可能となるような制度の見直しを行うことが提言されたこと等を踏まえ、以下を主な内容とする告示改正を実施。

- **文部科学大臣による指定を不要**とし、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、学校現場の創意工夫による実施を可能とする。
- 優れた外部人材の更なる活用を推進するため、**遠隔から授業を行う教員について、**中学校の教員免許状を有する者に加え、**特別非常勤講師等（※）の配置についても可能**とする。

（※）教育職員免許法第3条の2第1項に基づき当該中学校等の特別非常勤講師になる場合又は同法第16条の5第2項に基づき当該中学校等の専科担任になる場合。

特例の要件（改正後）

中学校等において、**地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合**であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める下記基準（令和元年文部科学省告示第56号）を満たしていると認められる場合

- 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- 配信側の教員が、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
  （教育職員免許法第3条の2第1項に規定する特別非常勤講師又は同法第16条の5第2項に規定する中学校専科担任も可。）
- 生徒が授業を履修する教室等に当該中学校等の教員(※)が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
  （※）普通免許状を有する教員のみならず、臨時免許状又は特別免許状を有する教員や、特別非常勤講師の制度を利用して任用した教員であっても可。
- 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと
- 授業の内容及び形態を踏まえ、教育上必要な配慮がなされていること

制度改正後の
遠隔教育特例制度について
（文部科学省HP）

「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けて【概要】

令和5年7月19日　「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議　報告書

地方教育行政を取り巻く状況

○　教育を取り巻く**社会状況の変化**、外国人児童生徒や不登校児童生徒の増加等の多様化や教育DXをはじめとする学校現場における**課題の多様化・複雑化**

○　**「令和の日本型学校教育」を構築**するため**「個別最適な学び」・「協働的な学び」の一体的な充実**を図り、**主体的、対話的で深い学びを実現**する必要

○　**平成26年の地教行法（※）の改正**　➡　施行されて8年以上が経過し、**制度運用の成果と課題の整理**が必要

（※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

令和の日本型学校教育を推進する地方教育行政の在り方に係る基本的考え方

○各学校を所管する管理運営機関として、**指導等を通じた管理運営に加え、教育委員会が、積極的な支援を行うこと**

○**教育委員会の機能強化・活性化**を通じて、**教育長がリーダーシップを十分に発揮**すること、教育委員会が**合議制の執行機関として十分な役割を果たす**こと

○教育委員会のみでは対処しきれない課題の解決や教育の更なる充実に向けて、**総合教育会議の更なる活用等により、首長との連携・協働を通じて対応していくこと**

○小規模自治体においては、**近隣自治体等と連携しつつ取組を進めること**、特に、都道府県教委は、広域自治体として、**市町村教委への支援を積極的に行うこと**

基本的な考え方を踏まえた具体的な方策等について

教育委員会の機能強化・活性化

【教育委員会会議の活性化】
・事前勉強会開催や教育委員提案に基づく課題設定など教育委員会会議活性化等

【教育長、教育委員の人選、資質・能力の在り方】
・教育の状況や候補者の資質・能力、特性等を踏まえた教育長の選任等

【教育委員会事務局の在り方】
・様々な研修の機会等を通じて指導主事の資質・能力の向上を図ること等

学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割

【学校の自主性・自律性を促す取組の実施】
・学校予算に係る裁量の拡大の取組の推進や外部資金の獲得等

【教師が教育活動に専念できる環境整備】
・保護者等による過剰な苦情や不当な要求等への対応に係る各教育委員会の支援体制の構築
・学校事務職員がその役割を発揮できるよう支援に取り組むこと等

教育長と首長との効果的な連携の在り方

【危機管理に係る対応】
・総合教育会議を災害発生時の対応に係る議題で開催するなど首長との認識共有等

【総合的な施策の大綱の策定等】
・総合教育会議等における大綱を踏まえた取組の進捗状況等の共有等

【総合教育会議の在り方】
・いじめ重大事態等緊急の場合の総合教育会議等を通じた協議・調整実施の徹底等

【関係部局等との連携の促進】
・専門家の配置、組織改編等を通じた教育委員会事務局と関係部局の連携実現等

小規模自治体への対応、広域行政の推進のための方策

【現状と課題】
・職員数10人以下の教育委員会は全体の約３割、指導主事未配置の教育委員会は約２割（※）。小規模自治体は必ずしも十分な体制が構築されていない中で様々な課題への対応が必要　（※）「教育委員会の現状に関する調査」（令和３年度間）
➡都道府県の支援とともに広域連携を含めた各自治体の一層の取組が必要

【必要な方策】
・都道府県教委は広域自治体として、域内の市町村教委への適切な支援を行うこと
・自治体間連携に係る取組について、事例の把握創出・横展開等積極的な支援
・指導主事の共同設置や、校長経験者等のアドバイザー等としての任用
・小規模自治体指導主事対象オンライン情報交換やネットワークづくりの場設置等

国における対応として、
①**総合教育会議の活性化**や**自治体間連携の促進**に向けた支援、
②**手引き**の作成・公表による**取組事例**や**留意事項等の周知**、
③特に**小規模自治体の指導主事に係るオンラインの情報共有・ネットワークづくりの場の提供**　等

（報告書QRコード）

「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた手引き［Vol.2.0］（概要）

文部科学省

作成の経緯

- 学校現場における課題が多様化・複雑化する中で、「個別最適な学び」・「協働的な学び」の一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びを実現することが必要

「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議　報告書（令和5年7月19日）

- 「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の実現のために、**①教育委員会の機能強化・活性化**、**②教育委員会と首長との効果的な連携の在り方**、**③学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割**、**④小規模自治体への対応・広域行政**　の観点から必要な方策を提示
- 文部科学省の対応として、**取組事例や留意事項等をまとめた「手引き」等を作成・周知**することを提言

手引き掲載ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/1402350_00004.htm

概要

★は、Vol.2.0での追加箇所

★教育委員会の機能強化・活性化について

◆背景・現状・ポイント

- 多様化・複雑化する教育課題への対応に当たって、教育委員会が各学校の教育活動を積極的に支援する役割を果たすことが求められる。
- 教育委員会による適切な意思決定のため、教育長・教育委員の資質・能力の向上や会議の活性化等が必要。
- 教育委員会事務局の体制強化のため、指導主事の育成をはじめとした指導行政機能の整備や外部人材や関係機関等との連携が重要。

◆事例

「教育委員会活性化プラン」による教育委員会会議の充実と教育委員の更なる主体的参画の推進（宮崎県宮崎市）	**「越境」を通じた指導主事の資質・能力の向上**（大阪府枚方市）	**外部資金の活用と独自の人材確保施策による教育委員会の機能強化**（神奈川県鎌倉市）

教育委員会と首長との効果的な連携について

◆背景・現状・ポイント

- 対応する教育課題に応じて、教育委員会が、児童福祉・子育て、交通、まちづくり、産業等を担当する首長部局と連携・協働することが必要。教育環境の整備を行うに当たっては、予算調製権限を有する首長との問題意識の共有も不可欠。
- 総合教育会議を活用した執行機関同士の連携とともに、実務を担う教育委員会事務局と首長部局との連携が重要。
- 教育委員会と首長との連携を属人的・一時的なものにせず、組織的かつ恒常的なものとする工夫が重要。

◆事例

子供関連部局の教育委員会への一元化（大阪府箕面市）	**学校、放課後児童クラブ、児童館等が連携した不登校児童・ヤングケアラー等への対応**（東京都練馬区）	**いじめ重大事態対応等における教育委員会と首長の連携体制構築**（埼玉県戸田市）	**プロジェクトチームを通じた特別支援的アプローチによる不登校対策**（岩手県大槌町）

小規模自治体への対応・広域行政の推進について

◆背景・現状・ポイント

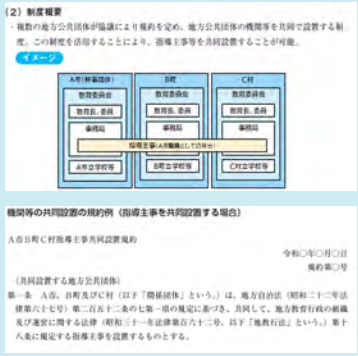
- 多様化・複雑化する教育課題は自治体規模にかかわらず生じるものであり、教育の機会均等を実現するため、都道府県教育委員会による支援とともに、近隣の市町村教育委員会等との広域連携も含めた一層の取組が必要。
- 掲載事例には共通して、密接な地域的繋がりに加え、自治体間連携を円滑に進めることを可能とした背景が存在。

★小規模自治体間連携において活用可能な事務の共同処理制度について

地方自治法上における以下の制度について、関係法令の規定、教育事務における活用のイメージ図、実際の事例を整理。

（掲載制度一覧）
一部事務組合、広域連合、
協議会、機関等の共同設置、
事務の委託、連携協約、事務の代替執行

また、事務の共同処理制度において
関係自治体間で定める規約例を巻末に掲載。



◆事例

静岡県賀茂地域１市５町における広域連携～指導主事等の共同設置～（静岡県・下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町）	**長野県１市２村による教育事務の共同処理**～学校事務の広域化～（長野県塩尻市・山形村・朝日村）	**「教育支援事務所」による小規模市町教育委員会の指導行政への支援**（三重県）	

就学校の指定・区域外就学の活用状況調査について

調査の趣旨

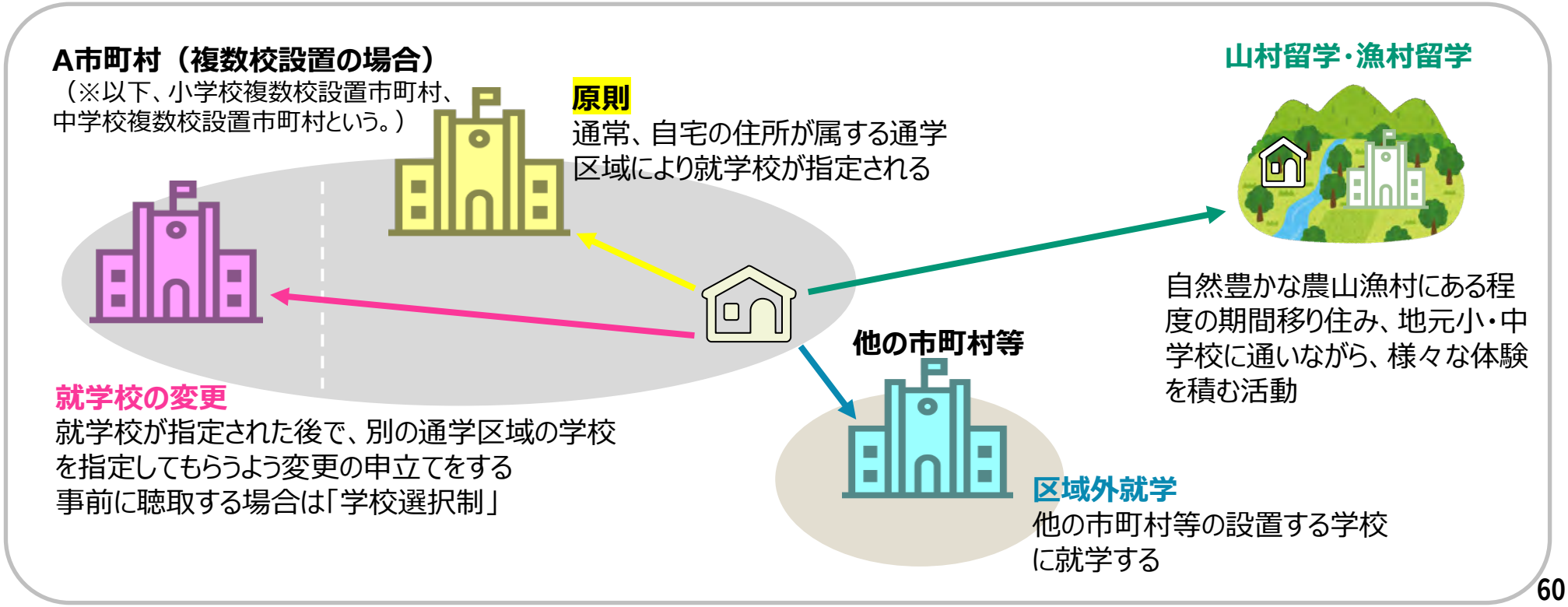
- 過去、平成２４年に学校選択制（※１）に関する調査を行っていたところであるが、１０年が経過し、この間、公立小中学校数・児童生徒数が大きく減少するなど学校を取り巻く状況は大きく変化しており、そうした状況の変化が就学校の指定や区域外就学（※2）の在り方等にも影響を与えていると考えられることから、全国の市町村教育委員会を対象に「就学校の指定・区域外就学の活用状況調査」を実施（調査基準日：令和４年５月１日時点）。

※1 設置する学校が複数校ある市町村が、就学校を指定する際に、事前に保護者の意見を聴取する制度。
※2 在住市町村の設置する学校以外の学校に通うこと。

- 調査結果の詳細は、令和５年３月24日文部科学省ホームページで公表するとともに、市町村教育委員会が就学事務を適切に実施できるよう都道府県教育委員会を通じて全国の市町村教育委員会に周知。

【文科省HP： https://www.mext.go.jp/content/20230324-mxt_syoto02-000028555_1.pdf 】

参考（どの学校に通学するかのイメージ図）



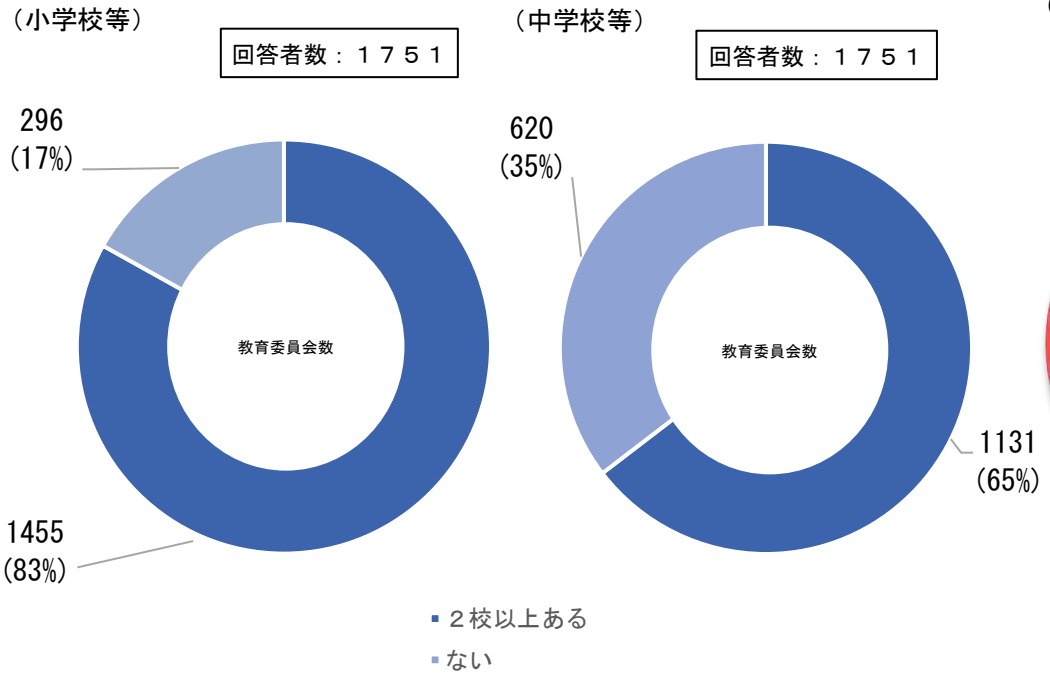
学校選択制の実施状況

- 就学校を指定し得る学校が２校以上ある教育委員会の全教育委員会に占める割合は小学校等で1455（83%）、中学校等で1131（65%）、そのうち、事前に保護者の意見を聴取する学校選択制を小学校で採用している市町村は331（23%）、中学校で採用している市町村は227（20%）である。
- 児童生徒数の減少に伴い、公立小中学校を複数校設置できない市町村が増加している。

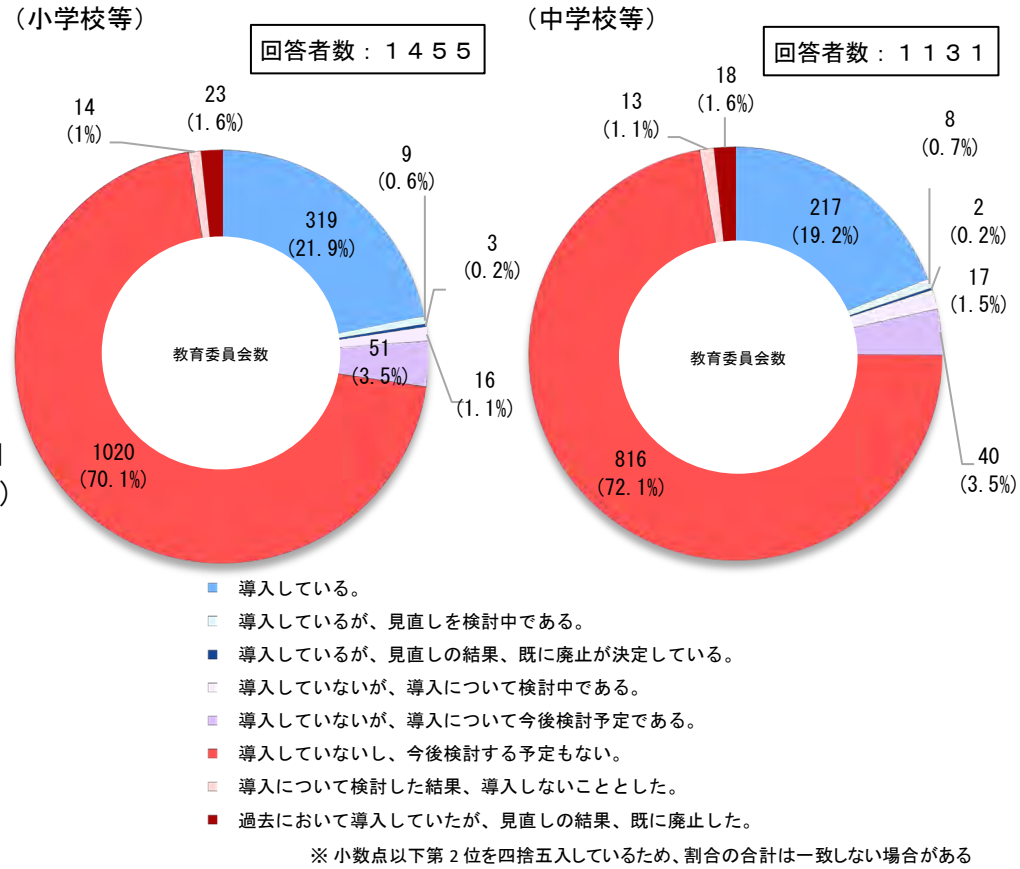
＜実施状況＞

就学校の指定をし得る教育委員会数

※事務組合等を含む。以下、総称して「教育委員会」とする。



学校選択制の導入状況



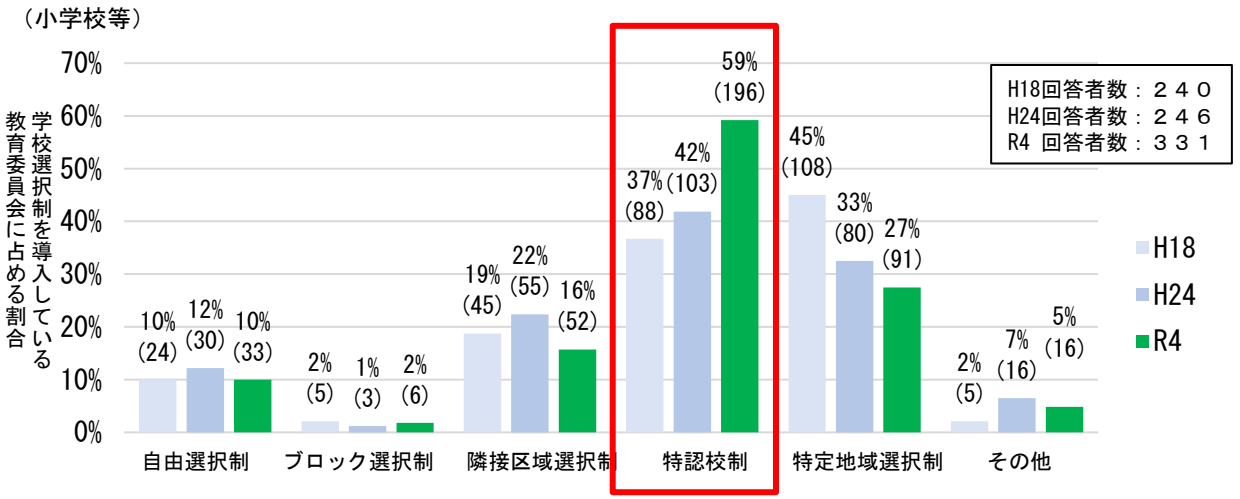
※ 小数点以下第２位を四捨五入しているため、割合の合計は一致しない場合がある

就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和４年５月１日時点）

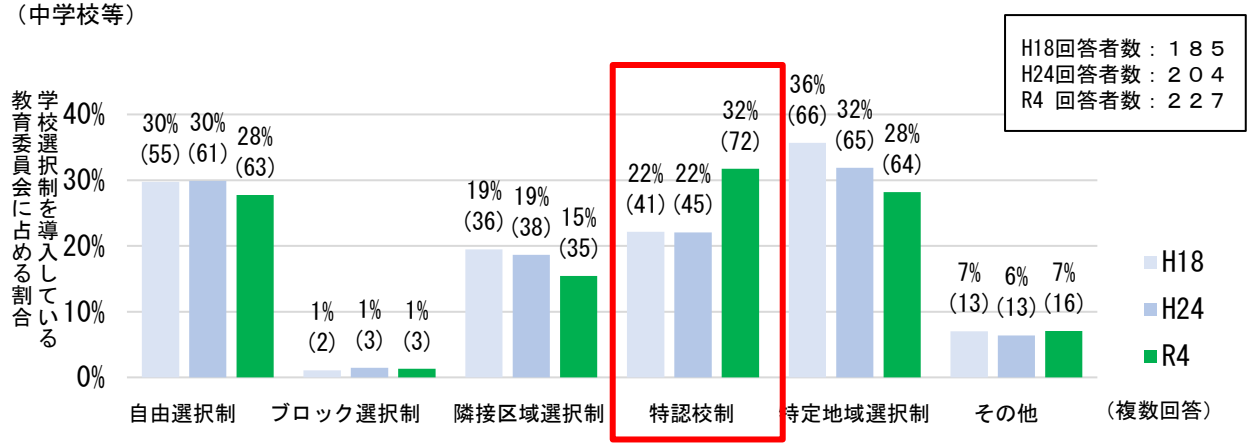
就学校の指定について

- 児童生徒数の減少に伴い、公立小中学校を複数校設置できない市町村が増加する一方、学校選択制を採用する場合には、特認校制を採用している市町村が多い。
- 小学校で特認校制を採用している市町村は196（59%）、中学校で特認校制を採用している市町村72（32%）である。

（小学校等）



（中学校等）

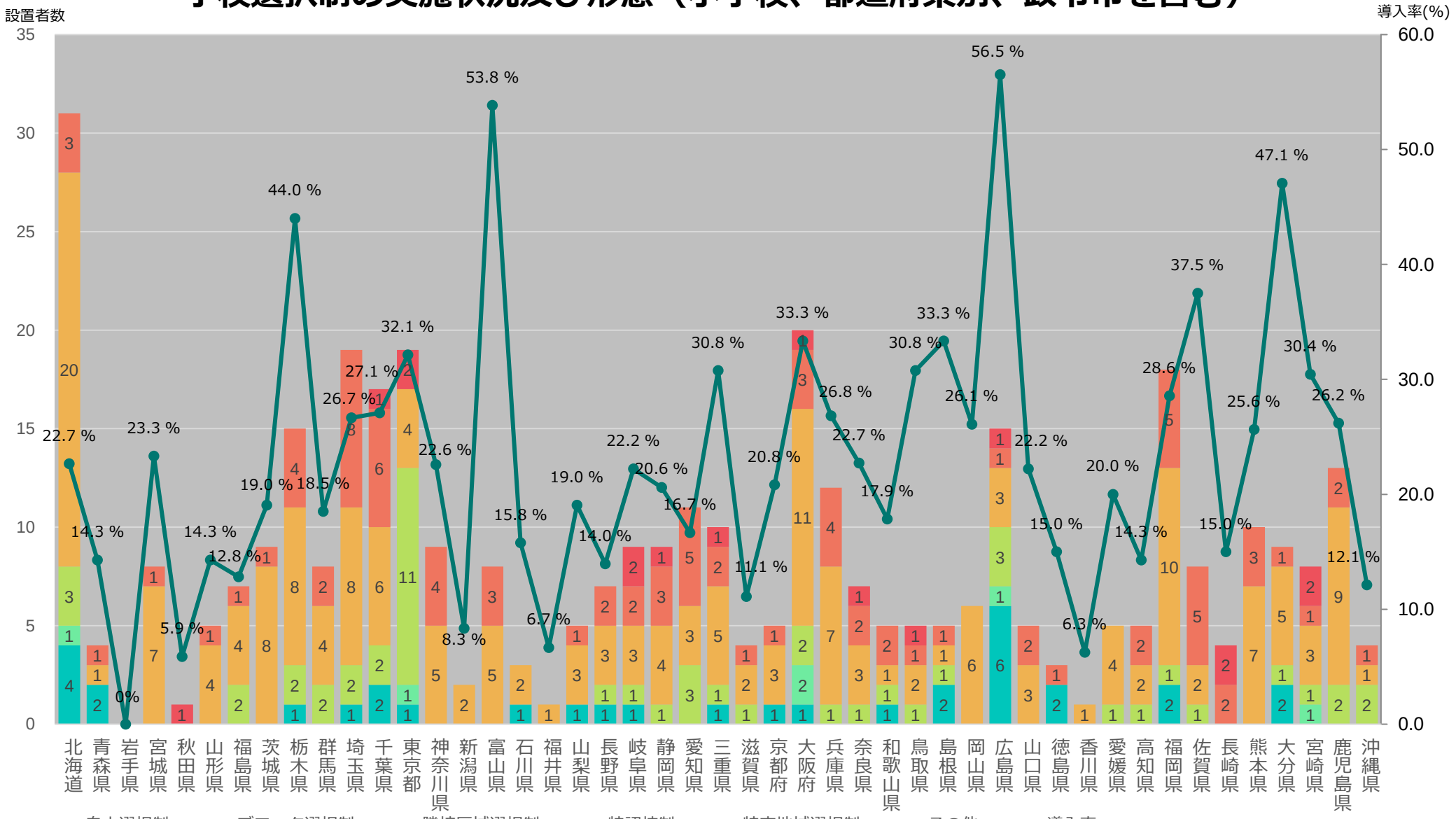


自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの （例）山間部で小規模となっている学校について、設定されている通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択することを認める場合
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、就学を認めるもの （例）都市部で大規模となっている地域に居住する者について、設定されている通学区域に関係なく、当該市町村内の通学区域外の学校を選択することを認める場合
その他	上記以外のもの

就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和４年５月１日時点）

学校選択制の実施状況（小学校・都道府県別）

学校選択制の実施状況及び形態（小学校、都道府県別、政令市を含む）

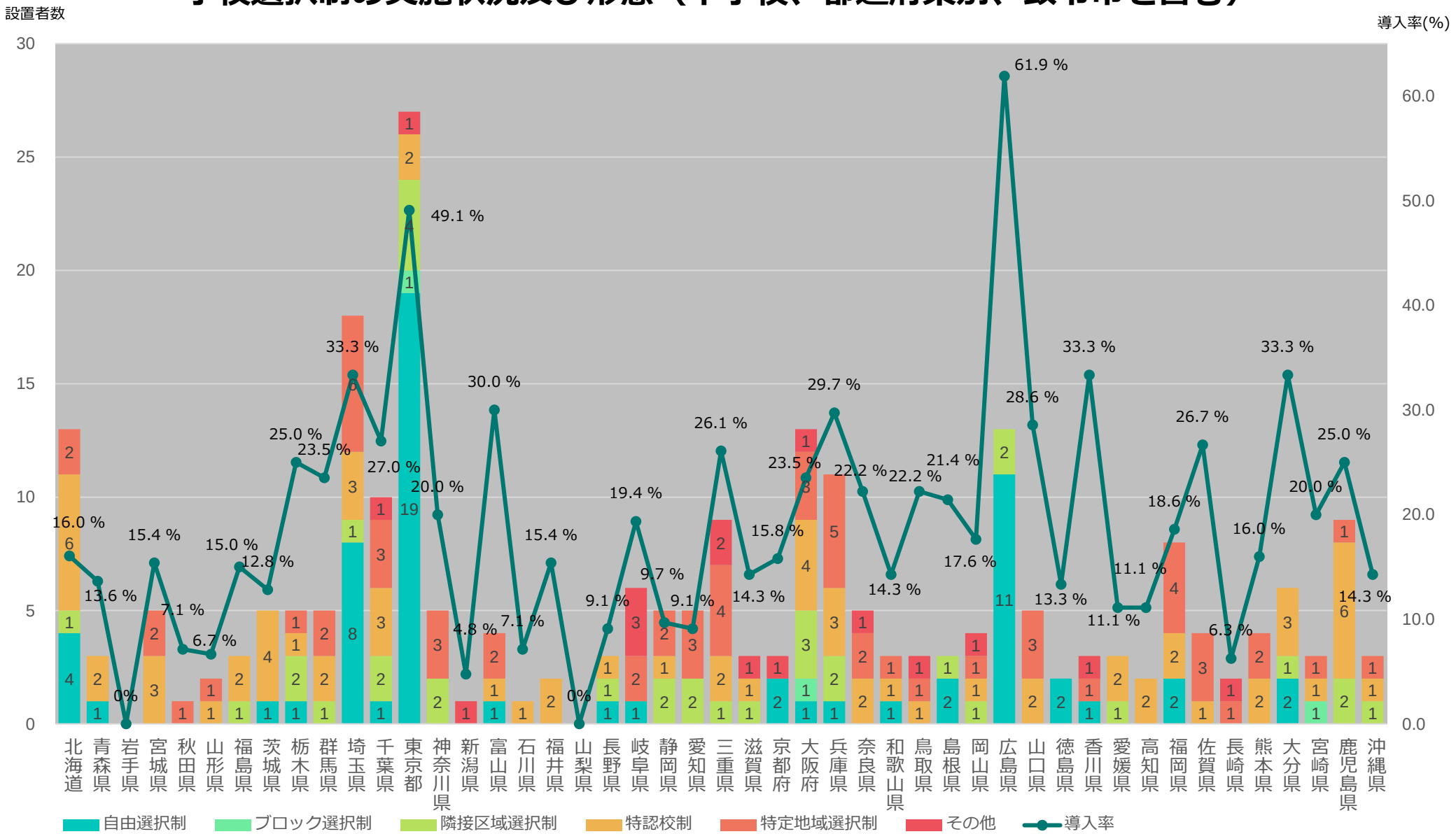


※　導入率＝学校選択制を導入している設置者数／２校以上の小学校を置く設置者数

就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和４年５月１日時点）

学校選択制の実施状況（中学校・都道府県別）

学校選択制の実施状況及び形態（中学校、都道府県別、政令市を含む）



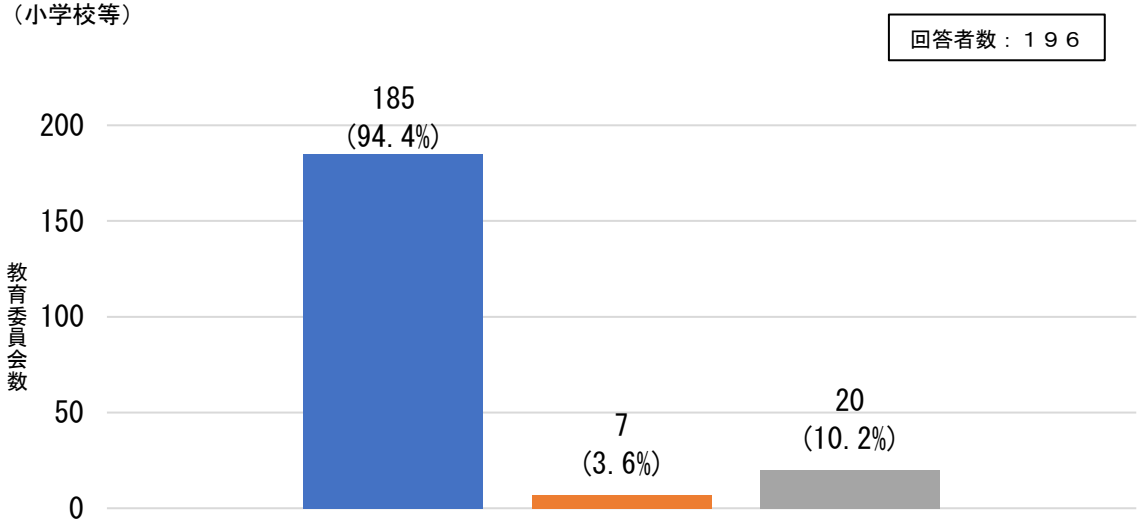
※　導入率＝学校選択制を導入している設置者数／２校以上の中学校を置く設置者数

就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和４年５月１日時点）

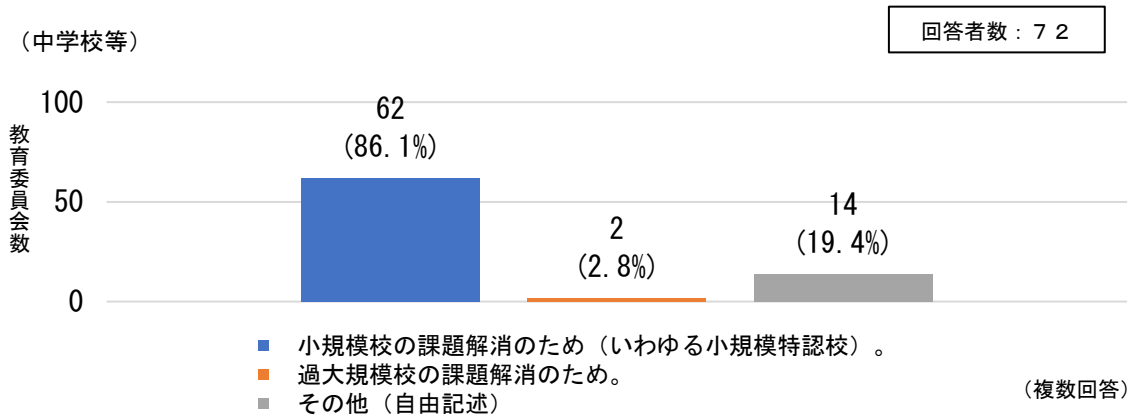
特認校制の導入理由

- 特認校制を採用している場合には、特に、小規模校の課題解消方策として、小規模特認校を導入している市町村が多い。
- 小学校で特認校制を採用している市町村は196（59%）、このうち、小規模特認校（今回新規に調査）は185（94%）、中学校で特認校制を採用している市町村は72（32%）、このうち、小規模特認校（今回新規に調査）は62（86%）である。

（小学校等）



（中学校等）



（複数回答）

「その他」の例は次のとおり

（小学校等）

・中学校は通学区域に関係なく、学校を選択できるとしていることから、小中一貫校については、小学校から選択を認めている

・　特色ある教育を実践する義務教育学校への就学機会の拡大を図るため

（小・中学校等共通）

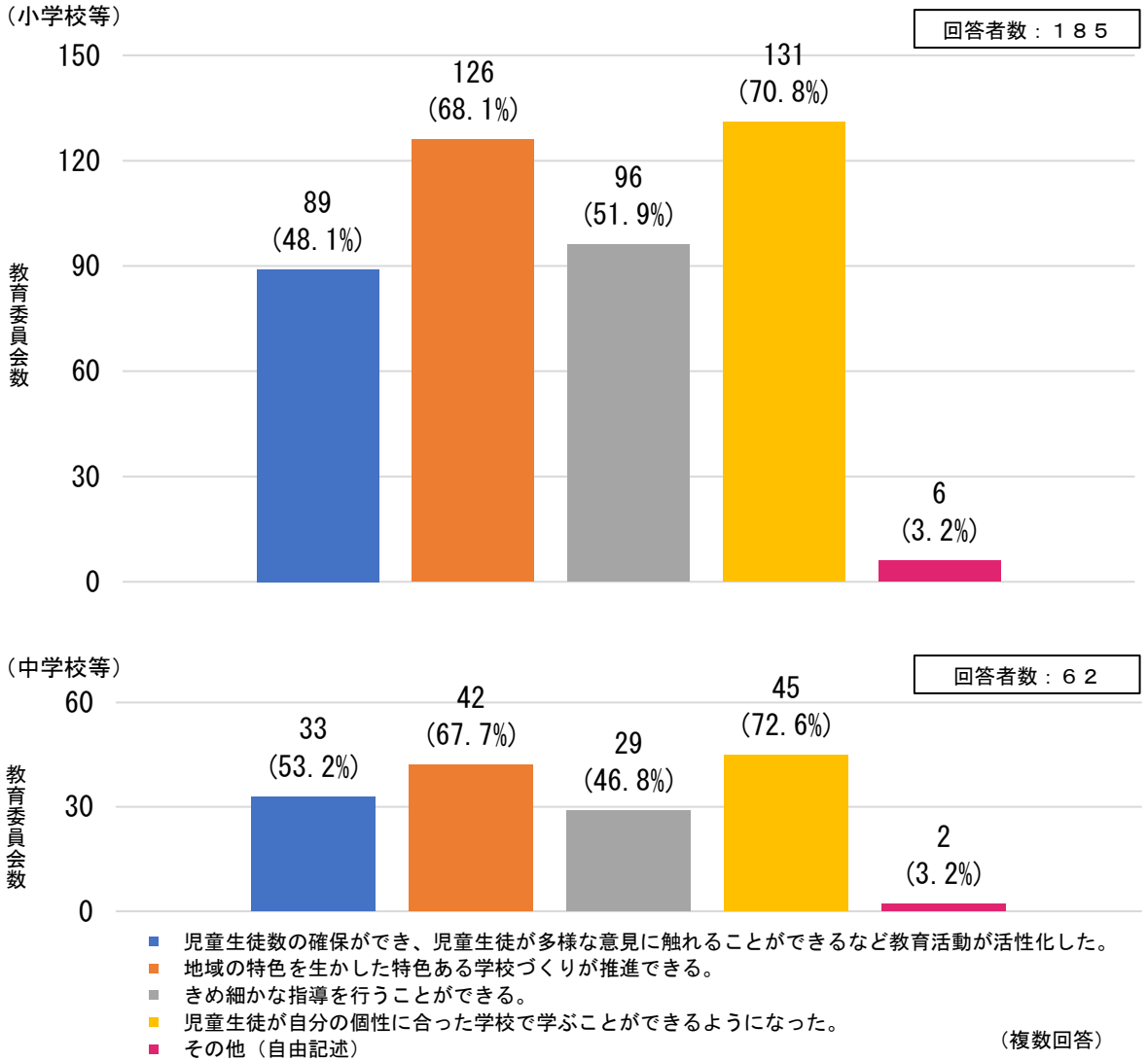
・自然環境に恵まれ、その環境を生かした特色ある教育を推進し、豊かな人間性を培うための教育活動を行う学校において教育を受けることを希望する児童生徒を受け入れるため

・学習指導要領の改訂の趣旨と本自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域の特性を活かし、小中一貫の９年間を通した英語教育やグローバル化への積極的取組と課題解消へ向けた環境づくり推進のため

就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和４年５月１日時点）

小規模特認校を導入してよかったこと

- 小規模特認校制を導入してよかったこととしては、「児童生徒が自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになった」ことに続き、「地域の特色を生かした特色ある学校づくりが推進できる」をあげている自治体が多い（小学校で126（68.1%）、中学校で42（67.7%））。



「その他」の例は次のとおり

（小学校等）

・ 大中規模校で学校に通うことが難しかった児童が、小規模特認校への通学により登校することができるようになった例があった

（小・中学校等共通）

・ ICT環境の整備により英語教育、異文化理解、コミュニケーション力育成、学年を超えた交流によりリーダーシップ育成等小中一貫性のメリットが現れてきた

就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和４年５月１日時点）

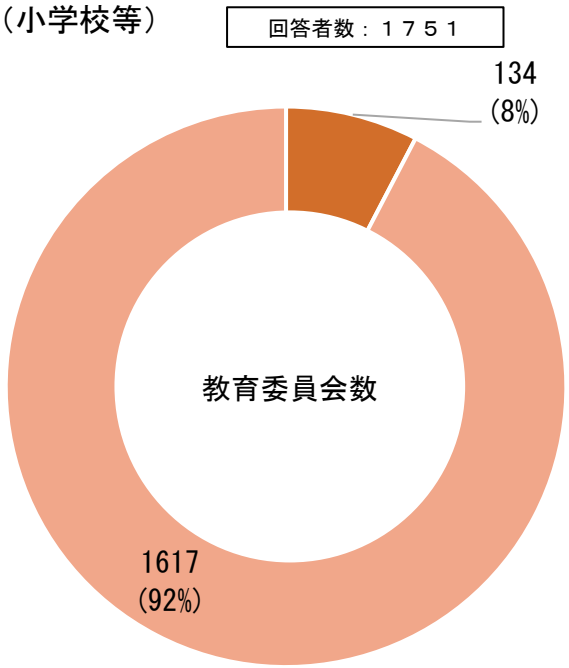
区域外就学による二拠点居住等の受け入れ実績

- 二拠点居住・ワーケーションについて小学校で受け入れている市町村は134（８％）、中学校で受け入れている市町村は89（５％）。受け入れている市町村は主に教育活動や地域の活性化を利点として挙げている一方で、主な課題として、教科書や授業の進捗の違いなどの学校間の教育活動の継続の困難さや、転校先の人間関係や環境への適合、生活面での指導や対応の困難さを挙げている。

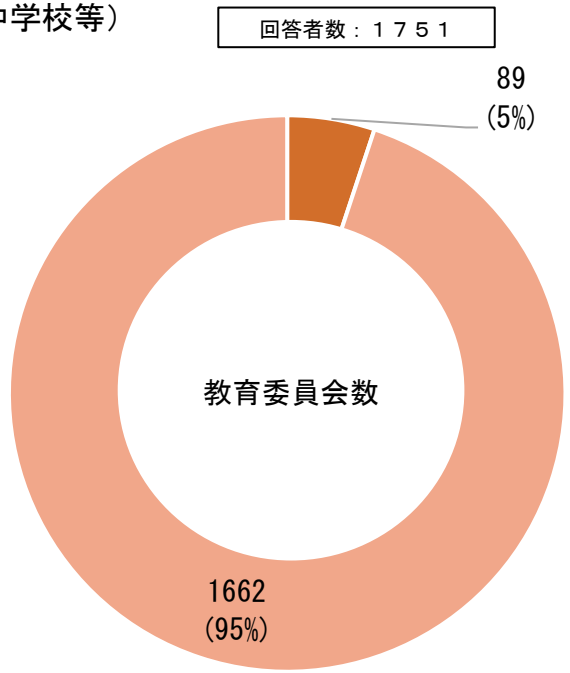
いわゆる二拠点居住※１、ワーケーション※２を行う保護者とともに普段の居住地から離れるといった理由により、区域外就学を活用して受け入れている例

※１　主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点をもうける暮らし方のこと。
※２　仕事(Work)と休暇(Vacation)を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うもの。

（小学校等）



（中学校等）



■ 認めている例がある。　■ 認めている例がない。

（参考）「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」（平成29年7月26日付け29初初企第22号初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長通知）

区域外就学については、「通学区域制度の弾力的運用について」（平成9年1月27日付け文初小第78号文部省初等中等教育局長通知）において、「市町村教育委員会において、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立により、これを認めることができること」としております。この「相当と認めるとき」には、**地方への一時的な移住や二地域に居住するといった理由から、保護者が児童生徒を住所の存する市町村以外の学校において就学させようとする際、市町村教育委員会において、教育上の影響等に留意しつつ、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認められる場合も含まれる**ところです。

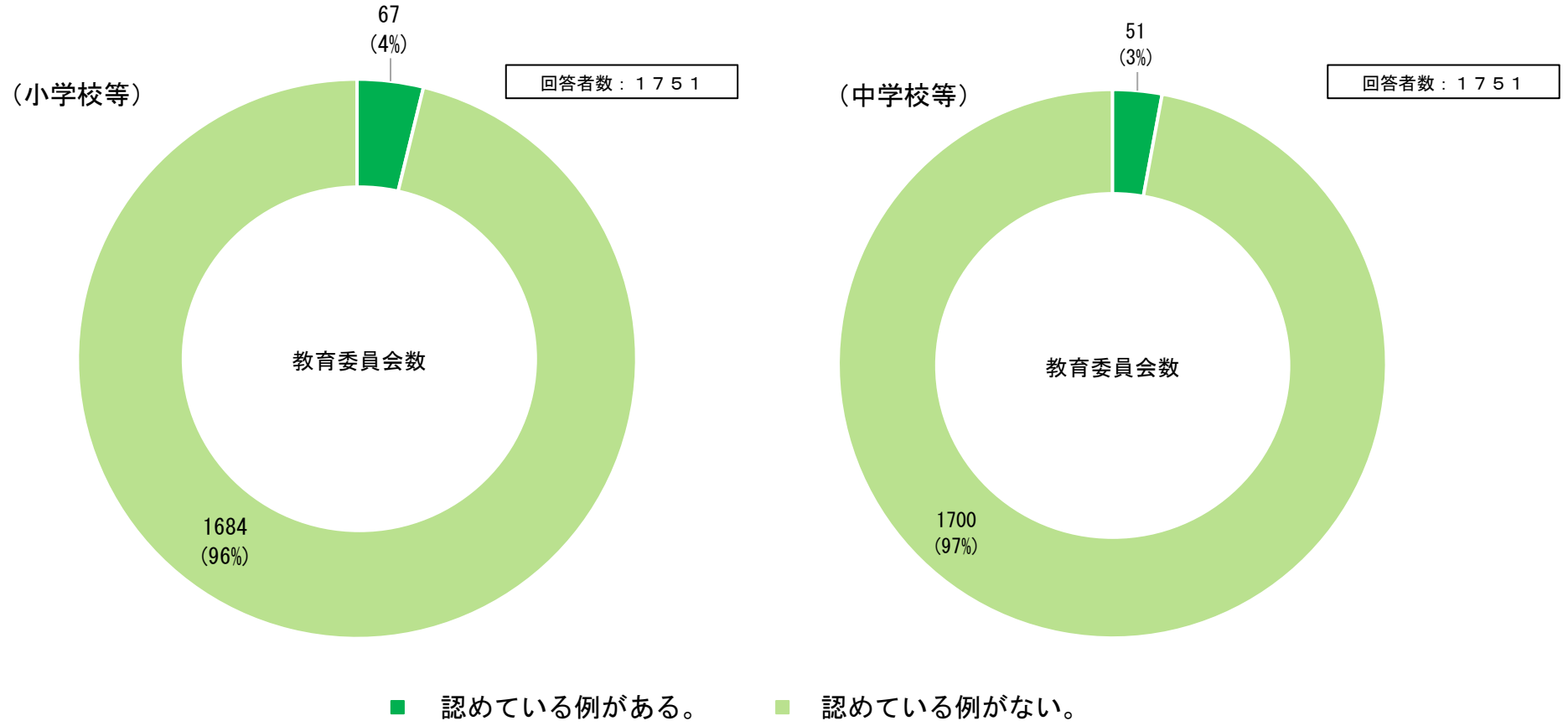
就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和４年５月１日時点）

山村留学・漁村留学について

- 山村留学・漁村留学を小学校で受け入れている市町村は67（４％）、中学校で受け入れている市町村は51（３％）。
- 受け入れている市町村は主に地域の活性化や移住促進、関係人口の増加、小規模校の課題解消を利点として挙げている一方で、主な課題として、他市町村から来た児童生徒の住環境の整備やホストファミリー等の調整の困難さを挙げている。

過去３年間の受入れ実績（平成３１年４月１日～令和４年３月３１日に他市区町村に在住している児童生徒を山村留学・漁村留学※として受入れを認めている例）

※自然豊かな農山漁村に、小・中学生がある程度の期間移り住み、地元小・中学校に通いながら、様々な体験を積む活動のこと。

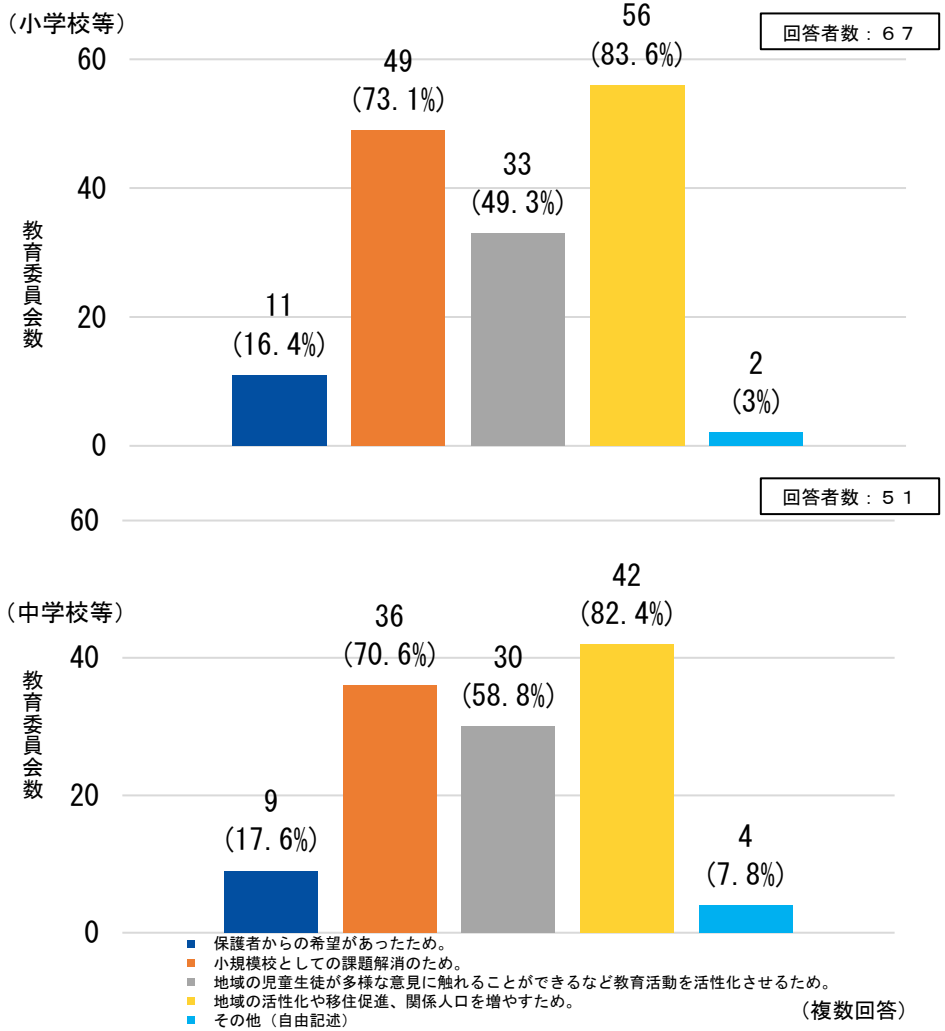


就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和４年５月１日時点）

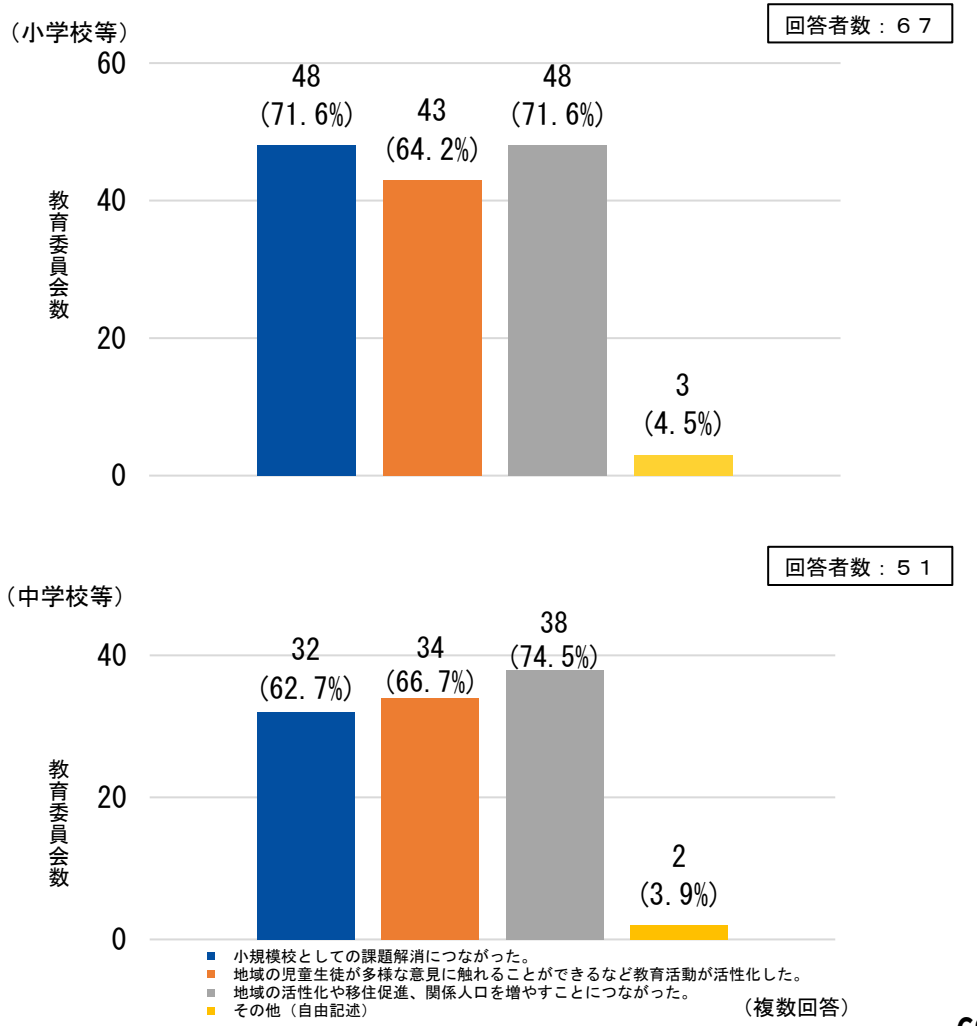
山村留学・漁村留学について

- 山村留学・漁村留学を導入した目的は、「地域の活性化や移住促進、関係人口を増やすため」としている自治体が多い（小学校で56（83.6%）、中学校で42（82.4%））。また、導入してよかったこととして、「地域の活性化や移住促進、関係人口を増やすことにつながった」「小規模校としての課題解消につながった」「地域の児童生徒が多様な意見に触れることができるなど教育活動が活性化した」をあげている自治体は全体の６割以上である。

導入目的・きっかけ



導入してよかったこと



就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和４年５月１日時点）



ご清聴いただき
ありがとうございました。